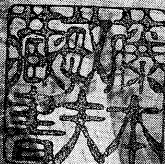


荊冠

No. 5 1972. 6



荊冠編集委員会



津久井良策著

内乱と

武装の論理

●七〇年代革命の総路線

ニクソン訪中、国際通貨危機から七〇年代革命の戦略戦術まで現代的課題のすべてを論究する大著

第一部 七〇年代革命の総路線

第二部 現代帝国主義の危機と内乱的死闘の時代

第三部 「十一月」の地平と七〇年六月安保決戦

第四部 日帝のアジア再侵略阻止・入管体制粉碎

前進社刊 / 一三〇〇円

共産主義者

革共同政治機関誌

23号 価 500円

●日帝の沖縄政策をさらに

破綻に追いこめ

●入管二法・入管体制を

粉碎せよ、

●カクマル反革命粉碎、「侵略

を内乱へ」の闘いをいつそ

う発展させよ

●沖縄を日本革命の火薬庫に

革共同・沖縄県委

●内乱的死闘下の72年学生

運動の基本路線について

特集・反革命カクマルを

せん滅せよ

戦争と革命の基本問題

本多延嘉



目次

— 荊冠 第五号 — (1972. 6)

- 2 **アピール** 日帝のアジア侵略を内乱へ転化せよ
6月第16回全青—狭山公判闘争へ／石川青年
奪還へ「六ヶ月」の闘いを組め！

全国部落青年戦闘同志会

- 6 革命党と革命勢力の勝利的進撃こそ
狭山「死闘の六ヶ月」勝利のカギである。

全国部落青年戦闘同志会

- 18 沖縄奪還、安保粉碎・日帝打倒／日帝のアジア侵略
を内乱へ／の旗のもと、カクマル反革命集団、融和
主義との対決を強め、大衆的戦闘的部落解放闘争を
更に推し進めよ

杉 進 也

- 54 日帝のアジア侵略体制、封建的「社会的身分」差別
の強化を粉碎せよ

水 島 道 夫

- 62 闘いのスローガン

全国部落青年戦闘同志会

- 42 闘いの報告……… 二月、四月公判闘争

- 64 〈特別アピール〉中国領・釣魚台略奪を断固許すな
全国部落解放研究会連合

石川一雄氏即時奪還！



侵略を内乱に転化せよ!

六月 15.16.17 解放
 部落 第16回全国青年集会 Ⅱ 狭山公判闘争へ!
 石川青年奪還へ「六ヶ月」の闘いを組め!

全国部落青年戦闘同志会

狭山差別裁判実力糾弾! 「死闘の六ヶ月」を闘いぬき
 今こそ石川被告を奪還せよ!

沖繩奪還、安保粉碎・日帝打倒

全国の部落青年諸君! 労働者市民の皆さん! 二月―四月の東京高裁での狭山公判闘争は、無実の部落青年石川一雄氏の九年間の苦闘と結合して、全国の青年、婦人、部落大衆の結集で以て極めて熱烈に闘いとられた。
 沖繩のペテン的「返還」政策をテコに一層アジアへの侵略に乗り出した日本帝国主義による部落民への差別政策の象徴、狭山差別裁判は、我々の激しい闘いによって今や遂に決定的段階に追いつめられた。東京高裁井波裁判長はせつぱつまって今年九月結審―十一月判決策動を打ち出して来た。追いつめられた権力のこの攻撃の前に、ある者は闘わずしてすでに「黒の判

日本帝国主義のアジア

自衛隊沖繩派兵阻止・中国領土釣魚台列島略奪阻止

決」を予想したり「黒の判決の方が有利だ」などという途方もないペテンをふりまいて逃げを計っている。また反革命差別集団カクマルは「国法は人民の支配を反映する」などという権力美化論を宣伝し「狭山差別裁判は差別ではない」という悪質なキャンペーンをやっている。我々はこのような裏切り者を断じて許さず粉碎し、青年を先頭にして大衆的な糾弾闘争をまき起し六月を突破口に七月八月九月(結審)十一月判決 Ⅱ 「死闘の六ヶ月」の連続公判闘争を闘いぬかねばならない。「石川有罪 Ⅱ 死刑」の公然たる陰謀をこの期に完ぶなき迄に粉碎しなくてはならないのである。
 この「死闘の六ヶ月」は狭山の闘争の勝利、石川奪還のみならず、戦後部落解放運動の飛躍、革命派青年大衆による運動の一大改造、融和主義粉碎! 部落解放! 日帝打倒! という本格的な部落民解放の担当者としての歴史的登場を決する正念場であり、絶対に勝利せねばならない「決戦」なのである。

第16回部落解放全国青年集会

15日 公判 日比谷小公園 9時
 16日 全青 埼玉会館
 17日 公判 日比谷小公園 9時

第60回狭山差別裁判公判闘争

6・15 安保闘争

六月全青 Ⅱ 公判闘争 の歴史的意義

この「死闘の六ヶ月」の突破口こそ六月十五日十六日十七日の「部落解放第十六回全

国青年集会」であり、それと結合された狭山公判闘争である。東京高裁の「石川有罪―死刑」の策動強化に対して、我々の鉄の解答は「日帝打倒」を叫ぶ解放運動の革命勢力への急速な転化であり「石川氏を虐殺すれば刺し違えてやる」という断固たる復讐心とその実行―内乱―武装蜂起による日帝打倒である。「石川死刑」による権力のうる政治的利益と、それに対する三百万部落民の抵抗―内乱、革命派への結集による権力の絶対的な政治的損失とを、井波裁判長はテンピンにかけなくてはならない。このような闘いの決意でもって我々は「死闘の六ヶ月」の難関を勝利的に進撃し、石川氏をうばいかえし、アジア侵略に乗り出した日帝を打倒して新しい社会を建設する不拔の革命勢力の拠点として全国六千の部落をうち固めねばならない。

沖繩のペテン的「返還」政策をテコにした日帝のアジア侵略に対して我々は公然と沖繩奪還―安保粉碎―日帝打倒―日帝のアジア侵略を内乱へ転化せよ！ という正しいスローガンを高くかけ、同時に今、労働者・学生・農民・市民のあらゆる闘いの前にたちはざかり「革命はまだ早い」「暴力はいけない」「差別などはない」などといって、警察と手をむすんで、闘う人民の虐殺まで平然とやつている「反革命カクマルせん滅」を大衆的に確認し「狭山差別裁判実力糾弾―石川一雄氏即時奪還―同対審答申粉碎―融和主義粉碎―部落解放―日帝打倒―」の旗を大胆に押し出し全青と公判と六・一五安保闘争を戦闘的に結合させ「死闘の六ヶ月」の決戦の勝利に突破口を切り開かねばならない。

全青―狭山―六・一五安保を闘いぬぎ 日帝のアジア侵略を内乱へ

ヴェトナム―インドシナにおけるアメリカ帝国主義の決定的敗北とドロ沼的侵略戦争の拡大は、沖繩―安保体制で固くむすばれている日本帝国主義を一層アジアへの野蠻な侵略にひきずりこみつつある。沖繩を犠牲にしアジア侵略の軍事基地に強化する沖繩「返還」政策、自衛隊沖繩派兵、入管二法の民族差別抑圧策、そして中国領土釣魚台列島の略奪宣言等今我々は日帝のアジア侵略の中で、反動と弾圧、搾取と貧困、差別と分裂の強化という時代に入った。日帝のアジア諸民族への侵略―領土の侵犯略奪、財産、資源の略奪、自然と文明と人命の破壊、一切の民族の自由と自決への弾圧は同時に日本人民、とりわけ部落民の生業と生活を根本から破壊しつつあるのだ。今日の部落産業、農漁業その他の副業の崩壊、同対審答申の「転業、廃業」の強要はこの日帝のアジア侵略による資本の合理化―近代化路線の前提であり結果である。

闘うアジアの民衆と連帯し日帝のアジア侵略を内乱でもってうち砕くことなしには、部落大衆の生活も防衛出来ないのである。

全国の部落青年諸君―歴史的な第十六回全青―第六〇回狭山公判―六・一五安保闘争に全国から首都に総決起せよ―全国の闘う部落青年の中核―全国部落青年戦闘同志会―の旗の下に今すぐ結集せよ―

反革命差別集団　カクマル粉碎―融和主義粉碎―日共差別集団　「解同正常化連」粉碎―部落解放同盟を強化―新し、団結せよ―

「侵略を内乱へ」の旗―

「石川奪還」―「死闘の六ヶ月勝利」の旗―

「融和主義粉碎、部落解放、日帝打倒」の旗―

「決戦勝利」の旗―

高くかかえて進撃せよ―

反革命カクマルせん滅！
 沖繩奪還、安保粉碎・日帝打倒！
 日帝のアジア侵略を内乱へ！
 狭山差別裁判実力糾弾！
 石川一雄氏即時奪還！
 同対審答申粉碎！
 融和主義粉碎、部落解放・日帝打倒！

革命党と革命勢力の勝利的進撃こそ

狭山「死闘の六ヶ月」勝利のカギである

——六月全青の革命的爆発へ——

全国部落青年戦闘同志会

はじめに

七二年沖繩「返還」政策をめぐる日本帝国主義のアジア侵略は、入管二法、自衛隊沖繩派兵、釣魚台列島略奪という露骨な攻撃を伴い五月十五日を期して決定的エスカレートに突入した。

それはヴェトナム・インドシナの人民に対するアメリカ帝国主義の絶望的な侵略戦争の全面化に積極的に加担し、沖繩百万県民をさらに強く犠牲を強い、沖繩本土を「日米共同声明」路線＝日米安保体制＝アジア侵略の拠点にますます深く転化する事、まさにそれが今日の日本帝国主義の唯一の生きる道であり、七二年五月十五日の沖繩「返還」政策の基軸なのである。

沖繩＝安保＝アジア侵略の路線が日帝のいわば「総路線」であり、これとの真正面からの対決なしには日本の革命は絶対に勝利しえないし、またこの侵略路線への如何なる小さな屈服、妥協、無抵抗、無関心のうちにも現在の人間の如何なる諸問題の解決の糸口も見えないのである。沖繩奪還／安保粉碎／日帝打倒／日帝のアジア侵略を内乱へ転化せよ！という正しい革命の総路線の体得と厳密な実践のみが、日本のプロレタリア人民の自己解放の今日的道であり、闘かうアジア人民への血償を払い連帯する唯一の方途なのである。

日帝のアジア侵略に内乱で以って応えること、人民の武装蜂起を計画し、実行する準備を整えること、鉄壁のプロレタリア革命党とその指導下の広大な革命勢力としての政治勢力と武装勢力を人民の深奥に造成すること、「人民革命軍・武装遊撃隊」をつくりあげる

こと、この偉大な建党和建軍の事業を可及的速やかに達成し、全人民の政治的軍事的総武装を以って蜂起し、支配階級を暴力的に打倒し、プロレタリアートの高らかな独裁権力をうちたてること、そしてこのことを七〇年代において劇的に実現すること、それが、日本人民に課せられた世界的使命なのであり、それが失敗するならばスターリン主義国家をもまき込んだ世界帝国主義の侵略戦争による非惨と暗国の動乱の中で人類史は死滅の大団円にひきずり込まれねばならないのである。

日本帝国主義の「同対審答申」と狭山差別裁判という部落差別の攻撃も決つてこの日帝のアジア侵略路線と無関係であるのではない。それはむしろ、部落民を犠牲にした侵略のための城内平和の差別的分裂政策であり、超階級的な融和精神高揚の有力な材料として部落差別が利用されるのであり、ますます部落民の屈辱と悲慘が深刻化されるのである。

65年日韓条約以降、日帝のアジアへの明白な植民地主義的進出＝アジア侵略の巨大な展開なしには「同対審答申」の「転業・廃業」路線はありえないのであり「後進国」からの皮革、ビニール製品等雑貨への「特惠関税」という植民地主義的関税策も問題になりえない。「答申」は正に日帝のアジア侵略の直接の結果であり、その一層の促進政策なのである。部落の生活全領域はともに日帝のアジア侵略体制下に編成されつつある。

一握りの反革命カクマルは、日帝のアジア侵略を否定し、日帝の

中国領釣魚台列島の略奪を承認し革命に反対し、民族問題を解消し、部落差別を認めず、闘かう組織への卑劣な反革命白色テロをくり返す、警察と完全にゆ着して日本帝国主義のアジア侵略を押し進めつつ、第二のフアシストの夢を描いて妄動している。

反革命カクマル。この帝国主義の手先ノ労働者にはべりつくダニノ人殺しノスト破りノベテテ師ノ卑劣漢ノ差別者ノ革命党の総路線にことごとく反対し、革命的人民の決起の前に必ず妨害物として出現し、革命党の事務所や指導者への襲撃をさいうのうのようにうかがい、日帝のあらゆる侵略、抑圧の事実を擁護し、インペイする。我々は日本革命の実現過程でこの新しい小ムツソリーニ、第二の小ヒットラーの反革命集団に絶滅戦を挑み勝ちぬくことなしには、一歩も進むことは出来ない。

カクマルせん滅ノそれは日帝打倒と同じ重さで以って我々の総路線ノ沖繩奪還ノ安保粉砕ノ日帝打倒ノ日帝のアジア侵略を内乱へノ位置づけられた。

辻・正田・武藤同志の復讐、それはカクマル反革命の一人残らぬ絶滅である。

部落解放運動への妨害、解体にのみ関心を寄せて、カクマルは解同や全国部落研連合を「批判」してきている。だが我々は、部落民三百万の解放ノプロレタリア革命が日程にはぼっている現在、一切の日和見主義、融和主義を解消し大衆を革命勢力に結集しつつ、この反革命ウジ虫ノカクマルを一步も近づけないし、むしろ差別者カクマルの最大の脅威として部落解放運動を成立たせるであろう。

いま狭山差別裁判をめぐる部落解放運動は、大きな山場にさしかかっている。十分運動の盛りあがらぬ我々の勢力を見て東京高裁井波裁判長が九月結審ノ十一月判決の日程を高姿勢にふりかざし、石川死刑を強行しようとする。これに対し、この狭山

の闘争に当初から不熱心だった連中が早々と敵の強行策の前に頭をたれ、黒の判決を前提的に承認し、かたただけ申し訳け程度の運動にして逃げを計ろうとする動きが公然と現われたのである。石川氏の四月公判で示された決死の糾弾と出廷拒否の闘いを軽んじ、石川氏の闘いを我がものとして全国から結集する青年を抑圧し、それで以ってむしろ有利な、公正な裁判がえられるかの如く吹聴する融和路線、権力に期待し屈従するあまり「黒の判決の方が有利である」という石川殺路線に迄転落させようとする部落解放運動の既成指導部をのり越えて、六月―九月―十一月の死闘の六ヶ月を闘いぬき、「万一でも石川を死刑にすれば、権力を打倒するぞ」という革命勢力によって狭山の闘争と部落解放運動が一新され、か一切の鍵が比処にかかるという闘いの山場に我々は直面しているのである。この「死闘の六ヶ月」にカクマルせん滅ノ沖繩奪還ノ安保粉砕ノ日帝打倒ノ日帝のアジア侵略を内乱へノという革命の総路線をかかげる政治勢力が「石川死刑」策謀への鉄の回答として登場することができるかどうかが。

狭山の闘争と今日の解放運動がそして日本プロレタリア革命の重要な鉄環がこの「死闘の六ヶ月」の激闘の試練の中で、アジア侵略に向う日帝に屈服するのかわそれを打倒するのかわ厳しく選択を迫られる

ているのである。この時において我々は①沖繩奪還ノ安保粉砕ノ日帝打倒ノ日帝のアジア侵略を内乱へノカクマル・日共反革命差別集団せん滅ノ融和主義粉砕ノ部落解放ノ日帝打倒ノ同対審答申粉砕ノ狭山差別裁判実力糾弾ノ石川氏即時奪還ノ革命的部落解放運動の公然断固たる推進で以ってこの「死闘の六ヶ月」をたたかぬべき、

革命勢力の圧倒的勝利ノ狭山の闘争の全国的戦闘的爆発をかちること。この総路線の貫徹を妨害する一切の差別者、反動、日和見主義分子との闘争

②民族問題とともに部落問題をこの総路線から（無）意識的に欠落させる一切の傾向、と闘い、日帝のアジア侵略体制構築の一環として正しく把え、人民分裂支配を粉砕し、差別を撤廃するプロレタリア革命の戦略的課題として闘うこと。

③革命勢力内外の周辺的重大差別事件を徹底的に摘発し少しのためらいもなく無慈悲に肅清し切ることをこの死闘の六ヶ月の中で強力に展開すること。

④差別を利用した「統一戦線」論、「本隊と諸戦線」論、「諸戦線」の隊列を市民主義的に分断する傾向）を根絶する闘いを開始せよ！

⑤我々内部の「部落問題中心主義」自己中心主義的傾向を断固克服し総路線の徹底的推進への犠牲的精神、英雄的献身性を確立し、真のプロレタリア革命党建設の立場と闘いを強力に推し進め、今日の部落に武装された革命党組織を大量に造成せよノ死闘の六ヶ月の闘いと革命勢力の勝利は革命党の強化とその総路線貫徹の指導の緊

迫性にかかっているのだ。

部落解放運動における独立の革命勢力ノ政治勢力を作り出し、全人民の革命派結集への突破口を切り開け。

（一）四月公判闘争の分析

四月公判闘争の具体的内容は以下の諸要点にある。

- ①井波の四月・六月結審策動を粉砕したこと。
- ②青年、婦人の結合した戦闘的大衆的闘争の飛躍的發展と既成指導部の指導力の低下
- ③石川氏の新たな実力闘争
- ④新たな融和主義の抑圧―「日本の声」の総力反動
- ⑤六月―九月―十一月の死闘の六ヶ月の決戦が決定されたこと。

日帝のアジア侵略、同対審路線の明らかな破産、狭山の闘争の切迫は、融和主義幹部の急速な権威指導力の失速と青年、婦人の大衆的戦闘性的发展としてあらわれた。

日帝の沖繩政策をテコとしたアジア侵略を真向から否定し、狭山闘争の「決戦勝利」をかかげた我が革命派の手によって四月公判闘争は大成功した。こうした戦闘的な糾弾闘争と合流せんとする石川氏の決死的な法廷内闘争は、明らかに狭山闘争の最後の決戦の段階への突入の合図であり、全部落大衆決起への身を以て示された訴えであった。

行政に依拠した行政闘争路線が日帝のアジア侵略の急速度の展開

の中で崩壊しつつある中で、融和主義者の「同対審答申」への夢もむなしくもはや誰の幻想も結果することが出来ない。日帝のアジア侵略の枢軸兇暴な司法権力に、静かな訴え、で以って釈放を期待することの愚かさ。それと全く対称的に日帝のアジア侵略を内乱へ、融和主義粉碎／部落解放／日帝打倒／をかかげる青年革命勢力の成長、正に部落解放運動の根本的な世代交代が急転回しているのである。

一部幹部の革命勢力抑圧の段階は、①融和主義青年幹部で以って闘争現場や集会場を抑え、競争的に排除する。それが早く失敗すると②5・30事件以降、青解ヒューから差別的右翼分子を以って我らの勢力を相殺し抑える。この両者の勢力の上に解同の指導力を高める。

③これも失敗すると、今や四月では、「日本の声」（日共から脱落したソ連派スターリン主義）の指導部が前面におどり出て、公然と革命派の発言を封じ、狭山闘争からの排除を主張し策動し出した。

だがこの「声」スターリニストの登場も時すでに遅く、彼らは我々に代る革命的青年大衆、支持勢力の動員力を持たず、我々へのこれ迄の抑圧と妨害は全て失敗しているのである。

解放運動の主戦力として潜在していた婦人の底力はわが青年と結合することによって大いに発揚し公然と戦闘的アジを展開した。井波と東京高裁が一切の石川無実の明証を平然とふみにじり、結審を急ぎ得た唯一の足場である大衆的な糾弾闘争の不熱心、世論の無気が今、石川氏の実力糾弾―出廷拒否の闘いととも大きく崩れ、革命勢力を中核としながら部落解放運動の根本的改造を劇的に伴い

つ黒の判決が下された時に、その時にはじめて口にするのであり、高裁の一つ一つの闘いをあらかじめ放棄した「まだ最高裁がある」というかまえては、最高裁にもかかることができず棄却されさへするであろう。

まして「敵がもし黒の判決をして裁判を長びかせれば長びかせる程、われわれは有利なたたかいを組むことができます。」（山上演説）というに至ってはこの弁護士は明らかに権力の手先という他はなく「殺された方がしあわせだ」といって部落大衆をだまらからかうというペテン師と考える他はない。

来る「死闘の六ヶ月」こそ生死の境、石川氏を奪還する絶好のチャンスなのであり、死力をつくし総力をあげて、九月結審策動を先ず粉碎し、年内判決路線を破綻せしめ、権力がかくす一切の証拠をひっぱり出し、権力の部落民虐殺の大陰謀を白日の下にひきずり出して、石川奪還へ一気呵成につき進むべき「決戦」なのである。

我々はこの「死闘の六ヶ月」を正に準備してきたのであり、この前に立って猛然たる勇気を体内に感ずるのであり、この難関を越えた時の輝かしい地平を頭脳に鮮かに想像できるのである。「長びかせる程石川氏を無罪で勝ちとった時には、すばらしい同志として迎えることができます。」（山上演説）このような腐敗した不熱心で無責任な考え方を粉碎し、一刻も早く石川氏を奪還することこそ、我々の目的なのである。六月―九月―十一月の「死闘の六ヶ月」は、狭山差別裁判に勝利的終止符をうつべき九年間の最大の突破口として積極的に受けとめ、死刑策動をこなみじんにたたきつ

ながら、権力にとって恐るべき条件が急速に形成されつつあるのである。

四月の公判闘争は、九月結審―十一月判決という権力の最後の攻撃「死闘の六ヶ月」をひきだすとともに、融和主義者、「声」の戦闘的大衆抑圧の最後のがきと権力へのみじめな屈服をあからさまにひきずり出し、石川氏―青年―婦人の抑えがたい革命勢力登場の絶対的必然性をはっきりさせた。

解放運動の一切の命運をかけた「死闘の六ヶ月」は十分準備された。

(二)「死闘の六ヶ月」

この「六ヶ月の死闘」は、第①に狭山闘争にとって最後の決定的であり、第②に戦後部落解放運動にとって、アジア侵略にのり出している日帝に屈服するか、それを打倒するかの一大別れ目となるのであり、第③に我々革命派が存続しうるか否かの決定的正念場なのである。

第①については「黒の判決が下りるということ予想して長期のたたかいを組むというしつかりした思想」（解放新聞五六二号・山上演説）という愚劣な逃亡思想とは無縁な我々は、浦和地裁に続いて東京高裁で黒の判決が下されるならば、石川氏の生命と狭山の闘争は決定的な打撃を受けるのであり、容易に回復しがたい大後退を余儀なくされるのは余りにも明らかである。「まだ最高裁がある」というのは、高裁での闘いを全力かけて勝利のために闘い、なおか

す絶好の「決戦」なのだ。この「決戦」におじけづいて去る者共は去れ／正義に燃える我々は断固として進撃しなければならぬ。

②この「死闘の六ヶ月」を敗北するならば狭山の闘いは容易に回復しがたい後退を強いられ、この後退をばん回する一大飛躍に不成功ならば、遂に狭山闘争は敗北し終わるのである。

この敗北は石川氏の死のみならず戦後の部落解放運動に容易にたち直りがたい打撃を与え、闘う指導部への大衆的不信感、大衆の無力感、絶望感、「ねた子を起こすな」式の人生観に一定の根拠を与え、権力と闘わない協調融和思想の一斉の台頭を許すことになるであろう。

日本帝国主義の沖繩政策を軸とするアジア侵略路線へ急速に解放運動は転落するであろう。戦前の高松差別裁判糾弾闘争の敗北の後数年にして、天皇制国家に屈服しアジア侵略に加担していった全国水平社の残がい我々は狭山の闘いの敗北の果に再びさらさねばならなくなるであろう。狭山の「死闘の六ヶ月」の闘いの勝敗は、如何なる雄弁をもってしても、この事態をかかすことはできない。

狭山の闘いにかけている我々の戦略的内容は、同時に同じ内容の逆態において今日の敵の戦略的目的でもある。それは部落差別であり、悪と矛盾の部落への転嫁であり、分裂支配であり、日帝のアジア侵略体制であり、侵略戦争の遂行であり、そのための部落民の自主解放運動の撲殺なのである。来るべき「死闘の六ヶ月」はもとより、敵にとっても一気の決戦を交えるに足る政治的利益が計算されているのだ。

派兵・釣魚台列島略奪・入管二法等を徹底的に阻止し粉碎する闘いを解放運動の重大問題として明らかにし、「六・一五安保」闘争総動員で以て闘うことを決意させること⑤部落を解放し日帝のアジア侵略を阻止し日帝を打倒するためには、人民の内乱―武装―奇蜂起以外に道はなく、これを部落解放運動において大衆的に確認し、その公然たる準備と実行計画を開始すること、それを完遂するための強大な革命党と革命勢力を解放運動の中に直に造成することを訴え大衆的支援を獲得すること。⑥この革命に反対し、帝国主義のアジア侵略、民族抑圧の事実を擁護しインペイシ、部落差別の存在を否定し、革命へのプロレタリア人民の進撃を二段階にも三段階にも分解する「弁証法」をカタリ、革命的人民を警察と一体となつて襲撃殺害する反革命カクマルを一人残らずせん滅すること、解放運動にカクマルを一匹も入れないことを完全に納得させること。以上の点を少くとも全て我が革命的青年は幹部の顔色の如何を問わず、貫徹しなければならぬ。この我々の総路線、反革命カクマルせん滅沖繩奪還、安保粉碎、日帝打倒/日帝のアジア侵略を内乱へ/狭山差別裁判実力糾弾/石川氏即時奪還/「死闘の六ヶ月」勝利/同対審答申粉碎/融和主義粉碎/部落解放/日帝打倒/を全青参加の全ての青年に感動と湧き出る勇氣とともに了解され、体得される迄訴え切る。それなしには、全青は戦闘化しえないし意義もないのである。数千の全青の青年大衆の中に如何程、この質で武装された青年を動員しうるか否かに公判闘争の爆發と勝利的進撃はかかつているのである。「死闘の六ヶ月」の突破口を全青の力でつき破れ!

こそ狭山差別裁判を本当に打ち砕き、石川氏を奪還する絶好のチャンスであり、同対審答申路線の最重要鉄環を断ち切り、部落に革命勢力の大衆的發展をつくり出し、日帝のアジア侵略の策動の拠点ではなしに部落を解放し、日帝を打倒する全国的牙城に部落を打ち固める歴史的「決戦」なのである。

この「決戦」を前にして、部落の「近代化」を名として「転業・廃業」を強い、日帝のアジア侵略に部落をまき込む同対審答申に屈服し、賛美し、「天皇制の下でこそ部落は解放される」などという帝国主義の侵略と反動思想にふみ切り、あまつさへ今や、東京高裁の狭山差別裁判において「黒の判決の方が有利である」といつて井波裁判長に屈服しこびへつらう融和主義者と、我々革命派は断じてたもとを分かち、革命派青年を先頭にした部落大衆の闘いでもつてこの「死闘の六ヶ月」を勝利的に進撃し部落解放の血路を切り開かねばならない。侵略につき進む日本帝国主義との死闘は、必然的に部落内部において、日帝に屈服し部落民を裏切る融和主義―侵略主義者と、日帝を打倒し、アジア侵略を内乱で阻止し、革命で以て部落民と人民大衆の困難と危機を突破しようとする革命派との公然たる分裂と対立が発展し、この中で革命派は少しの妥協も後退もなく断固としてこの対立に打ち勝ち、融和主義者を一掃し分裂を革命的に克服し、アジア侵略に乗り出した日帝を内乱で以てたたきつぶす正しい道を進撃しなくてはならない。「死闘の六ヶ月」は融和主義者、日共、声らスターリン主義者、そして反革命カクマルに我々がどれだけ勝ち、どれだけそれらを打ち砕いたかによって権力との勝負も

(四) 反革命カクマルせん滅!

一切の融和主義粉碎!
日帝のアジア侵略を内乱へ転化せよ!
部落民を絶対に解放する今日の戦略的総路線はすでに確立せられた。

「反革命カクマルせん滅/沖繩奪還・安保粉碎・日帝打倒/日帝のアジア侵略を内乱へ!」「狭山差別裁判実力糾弾/石川氏即時奪還/同対審答申粉碎/融和主義粉碎・部落解放・日帝打倒!」であり、この総路線をたたきつける解放運動の今日の第一の焦点は、迫りくる狭山闘争「死闘の六ヶ月」の「決戦」であり、第二に破綻を深めつつある同対審答申の粉碎であることは明白である。

狭山差別裁判は、日本帝国主義の沖繩安保政策を基軸にしたアジア侵略体制―侵略のための域内平和政策―差別分断支配の現代の中心の要めであり、同対審答申は狭山差別裁判をも含め、アジア侵略をやりつつある日本帝国主義の部落差別のいわば総路線であり、部落を犠牲にした差別と破壊を伴う侵略路線そのものである。我々はこのことを徹底的に明らかにし、部落解放運動が、日帝のアジア侵略を内乱で以て打ち砕くことを運動の重心に据えて、その具体的あらわれである狭山差別裁判と同対審答申を粉碎し、部落大衆の切実な要求を、プロレタリアート独裁の権力で以て実現し部落民の完全解放を達成する道を今こそ切り拓かねばならない。

とりわけ今年六月全青から十一月の狭山「六ヶ月の死闘」

決定的に左右されるのである。

我々は衆衆に向つて、第一にアジア侵略を遂行しつつある日本帝国主義、それによつてもたらされる戦争と反動、搾取と貧困、分裂と差別をえらぶのか、それとも、侵略戦争に反対し、反戦平和、自由と平等、差別と搾取のない新社会の建設をめざす我々をえらぶのか、第二にそのアジア侵略にのり出した日帝を弁護し、沖繩奪還を闘わず釣魚台列島の略奪を主張し侵略と差別のかたまり同対審答申を支持し狭山の闘争に不熱心であり、日帝の補完物になりさがつている杜共既成腐敗「左翼」を支持するのか、それとも「沖繩奪還・安保粉碎・日帝打倒/闘うアジア人民と連帯し、日帝のアジア侵略を内乱に転化せよ!」の鮮明な路線をかがげ武装闘争を以てこれを實現するという我々、「狭山差別裁判実力糾弾/石川氏即時奪還/同対審答申粉碎/部落解放、日帝打倒!」、「死闘の六ヶ月」を決戦をもつて非妥協的に闘いぬきつつある我々を支持するのかを一点のくもりもなく選択を迫り、第三に日帝のアジア侵略に反対し、杜共既成腐敗幹部を乗り込め日本人民の一切の革命的成果をうけつぎ十数年の嵐のような苦闘を闘ってきた我々革命勢力に反対し、一切の闘いを日和り、革命に反対し、民族問題を無視し排外主義をおおりに、部落差別の存在を認めず、日帝の沖繩「返還」政策を賛美し、釣魚台列島の略奪を支持し、反戦自衛官の決起を日帝とともに非難し、三里塚・砂川・北富士、あらゆる人民の闘争の破壊を企てて撃退され日帝のアジア侵略を陰ペイシ、警察とグルになつて闘う人民の虐殺、闘う事務所の襲撃、大学バリケードや労組のスト破りに専

念している反革命、差別集団「カクマル」を支持するのか、それとも、この新たなファシストを断固反革命と断定し、この絶滅を果し、それとの内戦を通じて強大な革命党を武装させプロレタリア革命をめざした一斉武装蜂起を準備する武装した大革命勢力を一気に造成しようとする我々を支持し、我々の旗の下に結集するのかがどうか、この明りような選択を少しのためらいもなく大衆に明らかに迫らねばならない。

我々は反革命「カクマル」に勝つことがないなら革命勢力を手にすることが出来ず、革命勢力なしには、社共をのり越え、アジア侵略に乗り出した日帝を打倒するプロレタリア大衆をつかむことはできない。

「死闘の六ヶ月」は一切の事態を我々に容赦なく迫ってくるであろう。革命が反革命が侵略か内乱か、死か勝利か、逃亡か決戦か。

我々は闘うアジア人民が示している通り、「決戦」を雄々しく挑み、「内乱」を準備し、「革命」の大道を進撃するであろう。その進撃の動力は、「侵略を内乱へ」の戦略的総路線と我々の勇猛心なのである。

部落解放のために

第一部 部落問題とわれわれ

われわれが死をもって訴えるものは何か
部落解放闘争を推進せよ—自己批判と闘いの決意
事実経過

第二部 部落解放・日帝打倒へむけて

荆の道

部落は告発する
今日の部落と狭山差別裁判糾弾闘争
革命的暴力は闘う部落民の根源的な権利だ
狭山差別裁判実力糾弾への道

「橋のない川」徹底糾弾ノ上映阻止にむけて
大阪地裁公判闘争への基調
日本帝国主義と70年代部落解放闘争の革命的展望

部落解放運動への連帯とは何か

第三部 闘いの記録

第四部 資料

定価 250円

解放歌

あ、解放の旗たかく
水平線にひるがえる
光と使命をにないたつ
三百万の兄弟よ
今やドレイの鉄鎖断ち
自由のために闘わん

われらはかつて炎天下
地に足やきはだしの子
さんぎゃくのむちふるう時
鮮血かさすけいぎよくの
断頭台下露しげく
鬼こくしゅうしゅう地は暗し

鬼神もおののく迫害や
天地もふるう圧制に
たましい砕け胸やぶれ
恨みをこめてとこしえに
墳墓にさらす死かばねの
上に築きしドレイ国

疾風林雨千余年
九天めぐる太陽も
そうさうさゆる月さえも
われらがために照らざりき
狂宴乱無と散る花も
われらがために咲かざりき

あ、しいたげに苦しめる
三百万の兄弟よ
ふみにじられしわが正義
うばいかえすは今なるぞ
涙はうれいのためならず
決然立ちて武装せよ

一致団結死をちかい
堂々正義の道ゆかん
行手をさえぎるものあらば
断々乎として破砕せよ
われらをはばむ者あらば
一刀両断あらんのみ

あ、友愛の熱き血よ
結ぶわれらの団結の
力はやがてうれいなき
全人類の祝福と
かざる未来の建設に
殉義の星と輝やかん

差別裁判 打ち砕こう

西から東へ 無実を叫び
荊冠旗の下 我等は進む
差別裁判 打ち砕こう

狭山差別の裁判を
断固 我等は闘わん
石川青年 取り戻そう

我が行動隊 無実を叫び
三百万の 兄弟と
差別裁判 打ち砕こう

沖繩奪還、安保粉碎・日帝打倒！

日帝のアジア侵略を内乱へ！の旗のもと

カクマル反革命集団、融和主義との対決を強め

大衆的戦闘的部落解放闘争を更に推し進めよ！

杉 進 也

はじめに

一九七二年二月、狭山差別裁判の結審と、死刑判決を急ぐ東京高裁は、数千の戦闘的大衆の怒りの中でその意図を粉碎された。二月の闘いの第一の意義は、石川一雄氏の闘いに応える一段と高い地平を切り開き、「狭山差別裁判実力糾弾／石川一雄氏即時奪還／」のスローガンを大衆化し、敵、井波裁判長体制を大きく揺し、差別と無実をさらに鮮明にして石川氏の生還をからとる現実的局面を力強くこじあげたという点にある。

二月の闘いの意義はそれにとどまらない。戦闘的部落青年の隊列が何ものにも恐れず、自主的で大胆な闘いを自在縦横にくり広げ、全体の闘いの戦闘的基調を指導し、石川奪還を権力に激しく肉迫した中にある。今日解放運動の最大の闘いの現場で示した戦闘的部落青年らは、明らかに現代の解放運動の融和主義を乗り越え、日本帝国主義の同対審路線を粉碎し、日本革命勝利の現実的過程と完遂の中に部落民三百万のしいたげられた運命に終止符をうち、これを解

しようという、本格的な部落解放運動のの担当者であることを示している。部落大衆はもとより、全国部落研連合や、支持共闘会議に結集する反戦派労働者、全学連、高校生、冲青委、「障害者」、被爆青年らの戦闘的青年大衆と固く連帯し、沖繩奪還／安保粉碎／日帝打倒／の全人民共通の戦闘的スローガンの下に、なお一層、石川氏奪還の闘いのカブトの緒をしめ、力を固め、進撃しなければならぬ。

日本帝国主義の同和差別政策の集大成―同対審答申路線に固執し、その路線貫徹のための「テコ」としてしか狭山差別裁判糾弾闘争を位置づける事のできない腐敗した感性和方針を打破し、日帝の融和主義とそれのあと押しで以て能事了れりとする徒輩を一掃して、断固として革命路線を堅持し日帝のアジア侵略に反対し、その立場で以て部落民の生活破壊、人権蹂躪の差別を厳しく糾弾し、部落民の政治的、法的、経済的、全人間的解放を勝ちとる闘いを歴史的に高揚させ、戦う労働者、アジアの民衆と連帯して、日本帝国主義を打倒しぬかねばならない。それは、「やがて」「いつか」ではなく、正に危機にひんしアジア侵略による以外には延命することがない、現在の日本帝国主義に今、加えられねばならない思想と実践なのである。

一九七二年二月の部落青年の戦闘的隊列は何ものにも負けず、このことを決意していた。

「……………一般市民の平和を踏みにじり、無実の者の生命を奪おうとする現体制は断固打碎なくてはならないと確信します。」

「恐らく私の怒りをありのまま認めたならば検閲で消除されてしまうであろう。」

石川氏が二・九革共同集会に寄せた決意と恨みを我々は如何にして実現し、晴らすのかすでにしっかりと知っているのである。

大きく前進しつつあるこのような我々に対して、しかし、権力とそれに踊らされる融和主義者、日共、宮下反動右翼（青解、フロント、日向）そして、カクマル反革命差別集団らは、何の根拠もない誹謗と中傷を口やかましくさえずり、又は公然と敵対し、妨害する事に血道をあげて、彼らの従来からの官僚的、日和見主義的、趣味的な運動の基盤喪失に色を失いつつある。部落の青年達は、容赦なく戦闘的な正義の闘いを押し進め、腐敗を肅清し、実力で以て、反革命的妨害を粉碎し、三百万部落民の自主解放の怒濤の波を押しすすめ、完全勝利に向って猛然とすすむであろう。この道ははき清められ、不退転の軍団の「长征」の旅は始められた。一九七二年に出発した水平社の闘いが日帝のアジア侵略戦争にのみ込まれて敗退した歴史的事実をくり返すのか、それとも侵略戦争を内乱へ革命へ強力に押し進め、プロレタリアート、部落民を解放するのか、この選択はすでに決まった。

一、狭山二月公判闘争の切り開いたもの

二月公判闘争は偉大な意義を有して七二年―七〇年前半に於いて戦闘的部落青年が、六千部落三百万の部落大衆の献身的な指導部としての登場を明瞭に告げ知らせたものであったが、直接的に狭山の

闘いにおいては、以下の諸要点をかちとるものであった。

① いう迄もなく、敵東京高裁井波裁判長らの、二月早期結審—死刑判決の政策を、部落解放同盟や、労働者、学生が、実力で粉碎した事である。交代して何人目かになる井波はすでに初めから「狭山事件」に関して差別的な心証をかくさず、石川氏の強硬な無実の主張と闘い、浦和地裁占拠闘争など部落大衆のこの差別裁判に対する一定の闘いが高まる中で、やむなく形式上、五〇数回の裁判をくり返して来はしたが、それは一番浦和地裁の六ヶ月の超スピードの裁判の単なるくり返しにすぎず、「裁判長」みずから身をのり出して、検察官の偽証を擁護し、警察検察側のデッチあげのみを、とりあげとりつくり、「石川が殺った」というウソの宣伝と確認の場として、のみこの公判をすすめて来、そして、退官迄に早く終わろうとして、それさえ打ち切ろうとしていた。法廷に於いては、石川氏の満身に示される怒りと鋭い眼光以外には、高姿勢の井波と検察官、偽証工作人に圧倒せられ、静まり返って有効な反撃の機を充分つかみ得ない状況が続いた。敵のデッチあげた「物証」、それに強制的に合わせられた「自白」の欺瞞と矛盾はすでに徹底的に分析され明らかにされた。「自白」の欺瞞と矛盾はすでに徹底的に分析され明らかにされた。検察側とその証人達の目をおおい、耳を疑う程の失態、弁解、居直りがうち続いて露呈されているにもかかわらず、法廷闘争の雰囲気と主客の攻防を逆転しえず、敵の動揺をゆすぶれず、差別の罪に恐怖させる事が出来ず、死の審理が回を追う毎に早められて来た。それは明らかに日共弁護団らの紳士的な上品さ、無気力という点のみならず、高裁をゆるがす「石川氏奪還」の人民の声と力の不十

分さによるもの以外にこの事態の不利を説明するものはなかった。

七二年初頭の二月公判はやがて九年にもなろうとするこの狭山差別裁判の闘いを大きく変転させ、石川氏奪還に向けてまっしぐらに突き進む歴史的結節点であり、法廷内外の闘いのへげモニーを激しく部落大衆の側にうばいとる一つの決戦であった。井波が二月早期結審をねらっていたのは逆に、解放運動と、国民与論の未だ不十分なうちに一刻も早く、闇から闇へ石川氏を葬り去る事によって、既成事実として石川死刑を国民に承認させ、彼らの当初の意図、刑事政策の一つの重要環、部落差別を人民内にぶち込み、同時に、彼らの大失態による権威の立て直しを一気に完遂しようとしたのであり、「吉展ちゃん事件」前後に相ついで起った誘拐事件では、唯一未解決なこの「狭山事件」を東京高裁と、井波は、一身上の(退官)職責をにかけて、七二年中に結着をつけようとするためには、二月は結審を強行しなければならなかった。部落民、石川一雄氏をその花道の犠牲にしようとしたのだ。事態は急迫していた。

だがこの意図は粉碎された。石川一雄氏即時奪還、二月結審粉碎の大衆の怒りは、これ迄になく高揚し、権力は後退を余儀なくされたのである。遂に七二年初頭に於て、狭山差別裁判をめぐる我々と権力の主客、攻防はわずかに逆転しはじめた。しかしこれは、以下の事実の進展なしにはありえない。

② それは日本共産党系の弁護団、「守る会」等による、この裁判闘争の戦術「公正裁判要求」路線が、大衆的に粉碎された事である。この戦術は、石川氏の獄中からの血の出るような無実の叫びを冷くある。それは無実を明らかにしかりとるといふ目的と切り離された法廷内の弁護人の形式的戦術に執着させても、人民には裁判の黒白を云々する資格はないぞという傲慢な特権的、排他的職業意識なのだ。

なるほど部落民の裁判は、他の一般人民の裁判とは違って裁判の公正を求めるといふこと事態にすでに重大な部落問題の主張が内包されている事は、部落民の法的地位の歴史と現状からして言うまでもなく明らかではある。だがこの公正裁判の要求が無実、差別という事実の主張や糾弾、奪還の要求と意識的に敵対させられたり、切り離されてあるならば、この「公正裁判要求」は、日共系のこれ迄の救援活動と同じものであるよりも以上に犯罪的役割を果たすのである。

ところで我々が残念とする所は、部落解放同盟中央機関紙が七二年一月に入って、これ迄日共系救援活動の「公正裁判」方針に批判的だったものが急激に調子をかえ、次のような「公正裁判」の統一スローガンを掲げた事である。

※狭山裁判の打ち切りを反対しよう！

※警察官、検察官がにぎっている全証拠(物・書証)を弁護団に開示せよ！

※弁護団申請の民間証人を採用・審理せよ！

※犯罪事実を構成する客観的事実を審理せよ！

確かに我々はこのスローガンの重要性を認識しなければならぬ。とりわけ、検察側がにぎっている全ての物証を開示させることは松

無視して六九年十一月の浦和地裁占拠闘争の頃まで、この公判闘争を支配していた。その犯罪の誤りの第一は、被告石川氏や、家族の無実という真実の主張を抑圧抹消し、第二に何故に無実である者が、「犯人」にデッチあげられたのか、即ち、「狭山事件」の捜査から判決に至る全過程に露骨に示されている部落差別の現実とその告発を意識的に埋没させ、第三に、無実の部落青年石川氏を「犯人」に仕立て、死刑にしようとする権力に対し、あたかも「公正」な裁判が期待できるかの如き幻想を大衆的にばらまいて大衆的な権力に対する闘いをあらかじめ封殺し、第四、被告人や家族、部落民大衆、人民の真実を求め人権を守り部落解放をかちとろうとする闘いではなく、検事、判事、弁護士という、人民の「犯罪」にたかる職業的なベテナ師達がこの裁判と、石川氏の命を独占し自由にすることを可能とするために、この「公正裁判」路線は設定されていたのである。だからこそ日共系救援団体や、「守る会」は、浦和地裁占拠闘争を石川氏の無実を訴えることも忘れて激しく非難したり、一差別だ、デッチあげだというのは間違っている。」

「この闘いは、国民の裁判批判でなければならぬ」などと敵対的宣伝をくり返しているのである。この「公正裁判要求」のやり口は、戦後の大きな「冤罪事件の闘争において、被告人らの「オレはやっていない」という血の叫びと闘いを困難にしてきた日共の伝統的な形式的無内容な方策であった。それは被告人の無実の主張を積極的に支持せず、デッチあげてくる敵、日本帝国主義の階級的意図を暴露できず、一段高い所に座した、徹頭徹尾、第三者的な立場なので

川事件のあの「諏訪メモ」のような石川無実を明証する物証を獲得する上において決定的である。検察側が握っているものは全て、石川無実の証拠であることは間違いないだろう。これは公判闘争の現況を一気に突き破り急転直下の石川奪還さえ可能となるものである。だがしかし、この四個のスローガンには石川氏や我々が主張してきた無実、差別という事実の積極的主張がかき消され、従って糾弾（あるいは取り消し）、奪還（あるいは釈放）という要求が何処にも見る事ができなくなっているのである。この四個のスローガンは浦和地裁、東京高裁の狭山差別裁判徹底糾弾／無実の石川氏即時奪還／という目的のための法廷闘争上の戦術であり、この目的と結合してのみ法廷内外での闘いのスローガンとなる事ができるのであった。昨七月、全青において戦闘的青年らが従来統一的に叫んで来た狭山差別裁判徹底糾弾／石川一雄氏即時奪還／に対して、解同幹部が、狭山差別裁判取り消し、石川一雄氏即時釈放というスローガンを示して来て、大きな混乱が生じたが、さらに今回の「公正裁判」路線への大後退は、二月結審を前にして闘いの局面をさらに困難にするものとしてあらわれた。だがこれは、日比谷公園で示された戦闘的青年、大衆の盛りあがる糾弾、奪還のシュプレヒコールの中に泡沫の如く吹きとんだのである。

言う迄もなく我々には石川氏の無実であり、差別裁判だという真実の主張を強く支持し、これをもって権力に迫り、大衆に宣伝しなくてはならないが、それは第一に石川氏とその家族の真実の主張、アリバイを全面的に肯定し、これと権力のデッチあげた「自白」と

る。

それは昨十一月の解同中央委員会が、同対審答申、特措法の闘い以上に狭山の闘いに全力をあげると決意したといわれる事実にもみるように、戦闘的青年らによるねばり強い数年間の闘い、何よりも石川氏の闘いが部落大衆や幹部をゆり動かし、これ迄の大会、集会での決定のみに終わるのではなく、断固たる大衆行動に情勢が急速に胎動し出したのである。結審が目論まれた二月はその、決定的な第一歩であった。それは事実において狭山差別裁判糾弾闘争を、予算要求の行政闘争の「テコ」にするのではなく、逆に、二月八、九、十に示されたように、狭山の闘いに行政闘争が結合せられたのであった。七〇年十二月、雑誌「部落解放」で、平沢なるものが浦和地裁占拠闘争を口蓋たなく非難し、浦和地裁にかかげた我々のスローガンを『頭の中で考え出した子供じみた「左翼的な」スローガンで、大衆との垣をつくってはならない。』などと、大人びていつていたが、我々のスローガンは今や日比谷公園を押し、さらに彼が、「狭山事件に示されている国の差別性を徹底的に糾弾しない限り、我々の住宅要求や、総合計画はストップされてしまう。今の中央交渉の限界を突き破る闘いとして狭山闘争があるのだ」という融和的考え方は、今や全国の戦闘的青年や、大衆の闘いの現実の前にうち砕かれたではないか。

中央交渉や、予算獲得運動の「テコ」としての狭山の闘いという位置づけは粉碎され、部落民への差別、人民分断政策の牙城—司法権力への大衆的反権力闘争の中に、行政闘争や、地域の闘いが逆に

「物証」とに鋭く対立させ、又、官憲が作成した、比較的に事実を記していると思われる実況検分調書記載の諸事実を追求することも併せて、「自白」や「物証」を全面的に否定することに最も力をおき、第二に権力がデッチあげた、「自白」とそれに合わせて作ったはずの「物証」との間の数多くのずさんな矛盾を徹底的にあばき、さらに二転三転する「自白」そのもの、「物証」そのもの（特にその「発見」過程）の中の不合理性、自己矛盾を暴露糾弾し、石川氏無実の第一の強調点に引きもどし、第三に無実の罪をなすりつけるために権力が他に疑わしい者が続々と「自殺」している中で、部落民のみを対象とし、如何に部落差別をとおし、石川氏の人権じゅうりんし、客観的物証による事ができないために、警察の別件逮捕を合法的であると強弁した上で石川氏の差別の中の生い立ちを特別に強調し、あたかもその故をもって犯罪を行なったかの如く判決した事実を徹底的に糾弾しなければならぬ。特に権力のデッチあげた土俵の上でのみ闘うのではなく、石川氏の無実の主張を基軸とし、実況検分調書や、検察、警察が握りつぶそうとしている多くの証拠物件を追及し、決定的武器としながら、権力のデッチあげた「自白」と「物証」の矛盾を剔抉し、粉碎し、差別判決を糾弾せねばならぬのである。

二月の闘いは、無実—差別—糾弾—奪還路線を強力に堅持し大衆化したのであった。

③さらに二月公判闘争の明らかな意義は、狭山差別裁判糾弾闘争の方向に他の全ての解放運動の闘いが結合され出したという点にある。発展させられ結合されようとしたのであった。部落解放運動は、今、高松差別裁判糾弾闘争の歴史的教訓—反権力闘争を経済闘争に転落させていく方向—を実践的に克服しつつあるのである。

④以上のことは何よりも戦闘的な解同青年らからの大衆の登場によってけん引され貫徹された。一部少数にすぎなかった部落青年の闘いは全国的な自主的活動を進めてきた、九州、中国、関西、関東等の青年達の結集軸として、狭山の闘いがすえられ、今日の解放運動の最大の焦点である、この闘いの主要な担い手となり地域の工作、宣伝、現地調査や署名活動、高裁周辺の闘争現場等全体を一貫して圧倒してきた。

青年の特質は、自主性と創造性、革新性と潔癖さ、そして何もかも恐れぬ大胆で力強い行動力とねばり強さと激しい感性にあるが、狭山の闘争において、その事がはつきりと示された。これらの特質は、部落青年戦闘同志会、及び全国部落研連合の明確で鮮明な革命思想と方針でうち固められ、支持共闘会議に結集する反戦派労働者、全学連らの同志達の闘いと結合して日比谷公園を制圧していたのである。この狭山の闘争を通じて、この狭山の闘いのためにこそ、七〇年代の解放運動は全国の部落青年を、我が戦闘同志会の、沖繩奪還／安保粉碎／日帝打倒の旗の下、融和主義粉碎／部落解放／日帝打倒／の力強いスローガンと組織力によって部落解放同盟に結集させ、狭山の闘いの勝利を導き、日本帝国主義のアジア侵略と差別、抑圧体制を粉碎する全人民の闘いに結合させなければならぬのであるが、二月の闘いは、これ迄の闘いよりもひととさわやかに、この

実体的担い手のたくましい成長をはっきりと示したのである。昨年の5・30事件で差別暴言行をほしいままにし、部落青年を含む全国部落研連合の隊列に殺人的な暴力をふるってその場で撃退され、さらに万余の労働者、学生から指弾されその場で自己批判し、内部の意志統一でも差別暴言暴行の事実を認めておきながら、「この事実を絶対にかくせ、かくさない」と組織がつぶれる」といつて、居直りほつかぶりをして、狭山の闘いの場にこそ出て来ている一握りの青解、それとくつついたフロント、驚くべき「部落を絶滅せよ」という日向派らの宮下反動右翼、そして「我々は研究や調査をするサークルであって、解放運動をするために部落研をやっているのではない」と長い間主張し、狭山の闘いの呼びかけをしぶとく拒否し続け、やっと浦和地裁の占拠闘争で眼覚めて、「自己批判」をして、狭山事件に関する差別文書をばらまいたりすることはあっても公判闘争には真面目に出て来なかった「全部部落研」なるものも数十人の闘争参加者が出てくるようになるや否や、宮下反動右翼に解消合体し、訳の分らぬ空気の抜けた発言や、だらしない隊列をひこずっている。やがてそれらも融和主義の諸派閥と共に戦闘的青年の嵐のような鼻息の一吹きによって雲を霞とけしとぶだろうよ。

狭山の闘いで示されている青年の力は、他の部落の諸闘争に於ても、やがてしつかりと大衆と結合していかなく発揮されるのであり、革共同を先頭とするプロレタリアート人民の政治闘争の大きな力となる。この青年達の闘いはすでに、各部落において数百の大衆の公然たる支持があつたのである。何人もこの青年を排除すること

く検事自らが糾弾行動の正当性を立証してしまいつつあるのである。かくてにつちもさつちもいなくなつた検事と裁判所は、二月二十三日の裁判では自らの無能と破綻にいらだつて、被告人や弁護団の言には耳を傾けず以前から気になっていた傍聴人の「野次」と交戦し、それにも取けて、警備員を出し、遂には又警備員を出したという事を理由として自ら審理を投げ出す始末となつた。

浦和地裁占拠闘争の公判は狭山を軸とする現代の部落差別を焦点にすえ、部落民らの糾弾権の正当性を争う場として鋭く展開されざるを得ない。如何なる不利な証拠を握られていても革命的気魄によつてそれをむしろ権力への逆刃に仕立てることが出来るのである。

浦和の裁判の勝利を、狭山の闘いの勝利のテコとするのみならず、差別裁判は実力糾弾をうけるといふ権力の恐怖をさらに迫り、糾弾権を明らかにうち立てるといふ点に於てこの公判闘争は独自の意義と闘いを有しているのである。

この闘いの精神と行動力を受け継ぐべき青年が二月の公判闘争を戦闘的に展開したのであつた。

二、同対審答申の根本的批判と、

戦闘的解放運動の視点

(一)

狭山の闘いの勝利の力はやがて、あらゆる権力の差別迫害と侵略政策に対する政治闘争として発展させられるのみならず、解放運

は出来ず、まして戦闘同志会の組織と思想に指一本もふれる事は出来ない。如何なる官憲、右翼、融和ボスらの弾圧にも耐え、実力でもつて応戦し、敵を武装せん滅する思想と行動を身につけつつあるのだ。

反革命の暴力に対しては革命の暴力の断固たる行使これである。我々はこれを融和主義者や、右翼日和見主義者、日共、カクマル反革命らにあらかじめ宣言しておく。

さて狭山の二月公判の後二月二十三日に、浦和地裁占拠闘争大敗公判が開かれた。狭山の闘いに切り口をあけた、この先駆的闘いの意義は言う迄もないが、常に狭山の闘争の前後に設定され、狭山の闘いの勝利的推進を一步一步ふみ固めながら、即ち狭山の勝利なしには勝利しえない裁判として闘われてきた。

起訴状に記された「故なく」浦和地裁に侵入したという検事の攻撃を真向から追求し、部落民解放の故ある主張を以て法定を震撼させ検事を立たせたまま面罵し、毎回毎回検事の失態を引き出し、遂には「犯行」の動機、態様が書かれていない不法、ずさんな公訴の棄却を請求するに至つた。検察官は、部落問題で争うことはかえつて面倒な事になり、糾弾行為の正当性を導きかねないと見てとつてあらかじめ、部落問題を抹殺するにしくはないと「故なく」侵入したと起訴状に書いたのだが、かえつてそれが、訴因を明らかに出来ない公訴として棄却の大敗北に追いこまれつつあるのである。あつて、裁判長の助言と援護によって被告人らの狭山差別裁判弾圧、部落解放の主張を全面とり入れて「釈明」を重ねても、それは正し

動の他の領域においてもその戦闘的な力を発揮し、生活と生命と権利を防衛し、奪いかえず大きな原動力となる事は間違いない。現代アメリカ帝国主義はドル危機に象徴される政治経済体制の根底的破綻と民族解放闘争によるアジア後進国に対する帝国主義的植民地支配体制の崩壊の危機にみまわれているが、それと日米安保同盟で深く結びれゆきぶられながら、日本帝国主義も高度経済成長の大きなゆきづまりの中で体制的危機に入り、その一切の矛盾を、帝国主義相互間の激しい対立を見せながら労働者人民の一層の搾取とアジアへの侵略の泥沼へ没入することで事態の帝国主義的打開をしつつある。そのために天皇をかき出し、排外主義であり、労働運動や、反戦運動等の、階級闘争を弾圧的に鎮静し、自衛隊を本格的な侵略軍に仕立てあげる等の暗黒政治を強行している。日帝は、一切をアジア侵略に向けて、六九年の日米共同声明の路線、安保、沖縄政策を基本軸にすえて、国内の治安体制と搾取抑圧体系を物質的、精神的に整備しつつあるのである。これらが我々の部落を素通りして行く事はありえない。

今日、日本帝国主義が部落差別を温存する政治的、経済的理由は人民の反抗を抑えるための単なる「安全弁」として部落民が利用されるというに留まらない。

①それは全産業に渡る帝国主義の深刻な危機の中で何よりも日本人民総体の中の三百万の人間を、封建的な社会的身分差別拘禁を加える事によつて、産業予備軍の特殊日本的な中核、封建的身分差別をそのまま受けた「固定的過剰人口」として、帝国主義ブルジョア

ジの苛酷な搾取の対象として存在させる必要が一層増大していること。その中で皮革産業などのき並の倒産、首切りと低賃金悪条件の労働、いつでも使える大量の失業、半失業状態、都市や農村でのさまざまな雑業等々、でやっと二口をしのぐという悪環境みじめな生活を部落民に強いことによって資本は最もたやすく自由自在に使える産業予備軍のプールとして部落を温存する必要が日増しに大きくなりつつある。

② 日帝は国内の高度成長経済のゆきづまりと矛盾の累積によって階級的序列の再編成においてブルジョアとプロレタリアートという二大階級対立を基軸にし、在日朝鮮、中国人民への入管体制の強化、婦人、少年、障害者、沖繩県民、被爆者、アイヌ等に対する一層の抑圧、差別を包み込みながら、それに天皇、皇族など封建的門地や封建的社会的差別身分—部落民をそれぞれブルジョアの高貴なる象徴として、又、底辺下層プロレタリア人民の最も「卑賤」なものとし、抜本的に再編しなければならぬ。最も「卑賤」であるときられる部落民は、階級的序列の最底辺として常に対比され「部落民と同じだ」といつて人を落とすめたり、「あんな連中とわしらは違う」とか「しっかり勉強せんとあんな風になるよ」とか「あそこ迄は落ちぶれたくない」などといつて自己の戒めとなして階級的身分的序列の確認、ひきしめ、再編の規準として部落差別をさらにあり立てる必要。

③ 日帝の体制的危機矛盾、政治社会の腐敗と「悪」の横行、「犯罪」の増加、治安の不安の中で、精神的にも体制的にも人民支配がう映画に出てくる大阪合同通運の闘いにおいても、そして極く最近では埼玉県大宮郵便局の闘う部落青年労働者に対しても部落差別の攻撃を加えて人民の中に差別をあり、戦線から排除しようとする企図したものであった。

⑥ 逆に又、日帝は一方では苛酷な差別と抑圧を加えながら解放運動の高まりを逆手にとる事も併せて部落問題を温情的に重視し、プロレタリアート人民と帝国主義との明瞭な対立や資本主義の基本的矛盾を陰べいするために今日の社会全般を美化した上で「残る問題は部落問題だけで、この問題を解決しなければ日本は民主国家とは言えない、部落問題は、日本の恥部である」などと言つて巧妙に一般民対部落民の同和の問題に民衆の目をそらせ超階級的な一般民をテッチあげて階級対立を解消するとともに四海兄弟、国民融和、赤子一如の民族主義のキャンペーンに部落問題をかつき出しつつある。だから今日融和主義者が口をとんがらかして権力に対する鋭い闘いを「階級闘争至上主義」とか「社会主義への偏向」（原田伴彦）とかいつて非難し、体制内同和を強調しているのである。

⑦ 最後に沖繩「返還」協定をテコにアジア侵略にのめり込みつつある日本帝国主義は「爆弾三勇士」に見られた如く、部落民を侵略の最尖兵に仕立てようとする事は明らかであろう。日の丸をかざし日本刀をさげて「本当に日本人であるなら」他民族を殺りくする事が出来るはずだ、一般なみにあつたつてもらいなければ真先に突入して見よという背後から差別を押しつけて部落民を戦線にかり立てるやり方は古来からの戦陳訓であった。幕府の島原城突入の際にも、

立ち遅れて来た権力は、「悪」の社会政策的刑事政策的解消がとも達成しがたい状況においても、機動隊暴力による矛盾の強権的圧殺を凶る事を基本としながらも、伝統的手法として「悪」を、共産主義者や、在日朝鮮人、「精神障害者」、そして部落民等に転嫁し、罪をなすりつける陰謀を積極的に行使するに至る。部落は「悪の巢窟」であり、悪いもの全て「特殊部落」だとするのである。支配階級の大がかりな腐敗や、犯罪は軽く扱われ、部落民や在日朝鮮人の如何なるささいな「犯罪」もデカデカと新聞にかかれる。石川氏のような無実の青年が罪をきせられて苦しめられるのである。

④ 以上の事と深く関連しながら、部落差別は日帝のあらゆる面における人民分断支配に一層強く利用される。工場において市役所において学校や軍隊において、地域周辺において。部落民の「みじめな」差別された労働、教育、生活実体等を無言の口実として権力や資本は、一般労働者、市民に耐えがたい労働や生活を強い、又、一般労働者もそのような部落民の生活を「上見りやきりない、下みてくらせ」という調子で、自己の生活や労働条件に差別的に安堵したり、優越感を覚えたりして、権力や資本の攻撃を許容してしまふばかりか、部落民の要求や闘いを不当と感じ悪感情さえ抱かされる。

⑤ この日帝的分断支配が階級闘争の中で加えられる場合が、危機にひんした帝国主義の窮余の策としてこれからひんばんに展開される。それは闘う人民の中の部落民を指さし、「特殊部落」だといつて、他の人民と差別的に離間させ、団結をくずそうとするのであるが、それは三池のあの大闘争においても又、「人間みな兄弟」とい

大塩平八郎の乱にも奇兵隊の幕軍との決戦でも、佐賀の乱においても、明治政府の北海道侵伐策においても、アジア侵略において最も、この差別戦術は軍人に好まれていた。それは演習の際に部落に兵士が宿営する事を忌避するばかりかこれを仮想敵として包囲訓練するということとは少しも矛盾しないのである。

こうして日本帝国主義の部落への差別と迫害は日帝のアジア侵略の中で一層烈しく加えられるのであり、狭山の闘いに示されるように部落民の闘いは、否応なく戦闘化し日帝と激しく衝突することは避けられない。そしてそれは、狭山の闘いだけではなく他の闘いの部面においてもとりわけ生活そのものをめぐる行政闘争の領域において部落解放運動は、激しい闘いの相貌を呈するようになる。

① 日帝の経済的ゆきづまりの中で国民福祉の諸施策の予算が制限され部落民への予算の絶対量も厳しく押えられる。例えば同対審査申の十年計画が僅々六百億の「雀の涙」でしかないのである。

② それに比べ部落民へのすさまじい生活破壊、就職差別、失業、倒産、離農、失対の打切り等の中では部落大衆の切実な要求はこれ迄の数倍、数十倍にふくらむが、③ 行政は部落民の要求に対して軍事費や大企業への救済金等からではなく一般市民の福祉予算を差別的に操作し、あたかも部落民が一般住民のとり分を強取しているかの如くに差引いて、いわゆる「逆差別」の圧力をあおることによって、部落民への予算額を押える、④ 又、闘う組織による窓口一本化の原則を大きくくずし、地域や府県において同和会などの部落内の反動

的分裂組織をテッチあげ、又は日共系「解同正常化連絡会議」の分裂を大いにもちあげ利用して、互いに足の引っぱり合いをやらせて部落への予算を半減又は「粉争」を理由に完全ストップをさせる。⑤さらに行政は、住民無視の「窓口一本化」を名として、地域の融和のボスと深く結託し、幹部の親族、利害関係を金銭で完全に懐柔するという伝統的方策をさらに強めることと、「担保」がないという同和金融資金の貸出しをしめ切り、「返済能力」を理由として生活資金の貸与を貧しい部落大衆に拒むという差別的行政指導を強化する、さらにこうした生活や環境の破壊に対する解放運動を「事業」としてきびしく運動と切離したりする事を巧妙に駆使して部落大衆の要求を抑圧し破滅のふちにたたき込もうとする。即ちそれは今迄役所の一課一係において行政的に「解決」して来た部落問題が、もはや一同和係の予算のワク組をはるかに突破し一地方自治全体の重大な政治的問題に迄転化する事態が解放運動の高まりだけではなく帝国主義そのものの体制的矛盾として余儀なく招来せしめられる時期に突入しつつある。それを権力と融和主義者は、一般市民の差別的圧迫をあり、部落内の分裂を図り、運動を事業化し一部融和ボスを懐柔することによって部落問題を独占させ、のり切ろうとするのである。だがしかし、飢餓と迫害と屈辱に追い込まれられ「同和对策」から大衆的に切り離される部落民のとるべき道ははっきり確定されて来る。それは、要求をさげて群集した部落民が日が暮れても市役所の解答をえられず融和ボスが逃げ去り、なおかつ交渉を続行しようとする時「パンを求めて石を投げられる」如く、大衆の前に

機動隊が現われるということであり行政闘争が部落大衆の実力闘争として戦闘的に展開されるという荒々しい時代の到来なのである。

(二)

このことの政治的焦点は日本帝國主義が昭和四〇年に出した同対答申であることは云う迄もない。戦後の解放運動の基調をなす、国策樹立要求―同対答申実現運動―行政闘争が壁にぶつかり今大きく戦闘的に激変し部落大衆の本来的な実力闘争が切り開かれようとする時、帝國主義の同和策の集大成であるこの答申に対して我々は今こそ根底的実践的批判を加えておかねばならず、それに対する大衆的幻想を一扫し、我々がすでに概括的に明らかにしつつある帝國主義を打倒する部落解放運動の過渡的「綱領」を、沖繩奪還/安保粉碎/日帝打倒/日帝のアジア侵略を内乱への戦闘的スローガンを明確大胆に打ち出し、さらに実践していかなばならない。

この答申はすでに昨年浦和地裁占拠闘争大阪公判において被告人の意見陳述として鋭くその差別性が暴露され「荊冠No.3」に於てさらに詳しく批判された。この事に対して昨年の解同大阪府連の大会において、昨夏の「第二回部落解放夏期講座」(主催・部落解放研究所)において又雑誌「部落解放」誌上において「杉論文」として、主として解同の理論的指導者大賀氏、村越氏らによって批判がなされて来た。我々はこれを十分検討して徹底的な反批判をしなければならぬ。「部落解放」誌の一九七二年二月号・一九七一年十二月号の大賀氏の論文における我々への批判の問題点は第一に、我々は答申の如何なる具体的基本政策が誤っているかについて答申の文章

をはっきり指摘し批判しているが、大賀論文にはこれらへの具体的批判がないこと、第二に「思想的批判と政治的利用」という極めて矛盾した答申擁護論に落ち入っていることである。即ち、大賀氏は、①「同対答申のもっている基本的性格は、思想的には近代主義」新しい融和主義の思想である。答申では、部落が残った原因を経済の二重構造に求めている。つまり、経済の二重構造が社会の二重構造を、社会の二重構造が意識の二重構造へ部落差別等の前時代的なおくれた意識を生み出しているとし、そのおくれた意識は同和教育で近代化し、経済・社会のおくれた所は、「地域開発」で、というように、資本主義が発展していけば部落はなくなるとする現在の独占資本の政策の立場で展開している。そこには、部落差別は封建遺制におくれた物の考え方であるとする差別を観念的にとらえる思想がある。」として「こうした答申の基本的なまちがいが不十分な点を理論的思想的に批判することは確かに必要である。」としさらに②「だからといって答申の中にある解放運動に有利な役立つ武器になる積極面を見落すことは大きな誤りである。

答申の中には、部落問題の存在を認め、その解決の責任は国・行政にあるとし、国民的な課題としたこと、水平社運動を高く評価していること、戦前の行政は融和行政であった、軍国主義・戦争政策は部落解放をさまたげるものである等々、今の政府の政策に真向から対決する点がある。思想的に批判する余り、こういう所を政治的に利用することを怠っては、革命がおきるまで何もできないことになる。」という。これが答申への大賀氏の「思想的批判と政治的利

用」論の要約である。①において問題なのは大賀氏は答申の「近代主義」と経済社会の「二重構造」論を明らかに批判すべきだとし、さらに、「同和教育」、「地域開発」等「現在の独占資本の政策」をとりあげているのに、即ち答申に盛り込まれている帝國主義の近代化主義的具体的政策を迄、正に問題としながら、それを具体的実践的ではなく「立場」とか「差別を観念的にとらえる思想」とかの問題にとどめ、単に部落問題上の認識の相違として軽く抽象的にしか問題にしていけないのである。実に今日の日帝の近代化路線が如何にすさまじい破壊的な具体策をあらゆる所で展開しているかは、三里塚軍事空港の建設や各地の公害闘争を見る迄もなく「衰退没落」「転廃業」を部落の伝統的生業に加える同対答申それ自身の部会報告にも明らかなのである。我々は答申の前文のみならず答申の各部会報告の具体的批判をやっているのである。

例えば「漁業経営の協業、協同化を促進し、水産基盤の整備開発、生産性の向上、流通の改善等を積極的に行ない、「部落」漁民の生活の安定と向上を図るとともに、他方、漁業所得に依存して生活を維持すること困難な過小経営漁民に対しては、職業転換を円滑ならしめる万全の措置を講じて他産業への転業、転職を指導援助すること。」(答申「職業部会報告」の「産業職業問題解決の具体策」)この具体策において問題の第一は部落の漁民のほとんど全てが昔も今も「漁業所得に依存して生活を維持すること困難な過小経営漁民」である現実を見る時、彼らが漁民として生きて行く方途を如何にして切り開くかは何もなく、ただ「転業、転職」に追いやられる

ということに過ぎず、第二に「漁業経営の協業・協同化」「水産基盤の整備」云々の近代化をにかけているが、それは貧しい、過小経営漁民のためではないのであり、むしろこれ迄、大敷網などで働いていた多くのプロレタリア的漁民の首切りを伴う「生産性向上」を促進するものであることは云う迄もないだろう。第三に答申の「産業職業部会報告」の「産業職業状態の具体的分析」の中では「沿岸漁業そのものの衰退のゆえに、近代的な経営として成長する可能性は乏しい。したがって「部落」漁民の大部分は将来おそれ早かれ転廃業を余儀なくされるであろう。それが沿岸漁業構造改善政策の推進によって一層促進されることはまちがいない。」という風に露骨に帝国主義の部落漁民の生業破壊を宣言しているのである。このような調子が部落産業全般や、部落農業にも貫かれているのが答申の恐るべき具体策であり思想である。これが近代主義なのだ。我々は政府高官と思想的論争などやるヒマはない。答申の政治経済の「二重構造」論に基く近代化路線は答申の「底を流れる」とかいうつかみ所のない「思想」としてではなく答申の中の具体的政策として展開されているのである。答申の具体的内容を支持してしかもなお答申を「思想的に批判する」ことなどは到底出来ない。事実大賀氏は「我々が同対審答申完全実施要求と言う事は……政府の意図に加担するものでも、政府に期待をかけているものではない。むしろ逆に我々の方が、彼らの意図を逆用して利用しているのである。」（「今日の部落差別」の大賀氏の論文）（傍点筆者）といっているのである。政府の意図は「近代主義」「新しい融和主義」を利用できると主張している。

ない。「国民同和への道」という文部省のパンフレットが「自主的解放運動」とそれに対する協調融和運動、両者を止揚する「同和国民運動」の一階梯として水平社運動を位置づけ、一定の評価を与えたのと答申の水平社の評価とは全く同じなのである。それは国家権力をおびやかす、まして権力を打倒するものとしては描かれない。答申は「帝国公道会」、「高知県公道会」、貴族有馬頼寧会長の「同愛会」、平沼の「中央融和事業協会」、「全日本同和対策協議会」、「全日本同和会」ら反動的団体の「部落改善要綱」とか「融和事業の総合的進展に関する要綱」等差別同和策など戦前戦後の融和事業や融和団体を水平社運動よりもはるかに評価肯定しているのである。なるほど答申には「太平洋戦争の勃発により同和対策は戦争政策の犠牲にされ……中央融和事業が指導する融和運動もまたしいに国家主義の傾向を強め戦争目的に順応する国民精神総動員運動の一翼と化し本来の目的と役割とを喪失していったのである。」とかかかれている。（前文第二部「同和対策の経過」）此処にかかっているのは「軍国主義、戦争政策は部落解放をさまたげるものである。」という積極的な言葉ではない。戦前の融和運動を部落解放運動とは認めないとするれば、「犠牲」にされたのは、部落民や解放運動のことではなく反動的な「融和運動」や「同和対策」だといっているにすぎない。むしろこれはウソであり融和団体は始めから内務官僚や、軍人、貴族ら帝国主義者によって指導され、水平社の懐柔と侵略戦争体制の有力なキャンペーンを「本来の目的」として組織されていた。

張しているものであり「答申の立場は……部落問題を多くの国民に訴えて来たこと、部落差別の悲惨さを多くの国民に訴えて来たこと、部落解放に大きく貢献して来たことを何ら否定するものではないとせし、むしろ逆に、その協力と積極的な意義を高く評価するものである」とその「思想」を肯定しているのである。

②の答申の積極的意義についても、国家が部落の存在を認め、その解決の責任を明らかにしたとしてもそれは部落に対する近代化路線として部落解消、破壊を目指す恐るべき「解決」、新しい帝国主義の同和政策の決意であり、水平社運動の評価にしても、例えば部落民が米騒動に参加した事実をとりあげ「反社会的エネルギーが潜在する同和問題の深刻さと重大さ」といい、それを憂えてつくられた官民の融和運動の「前進」を評価しこれの対抗として水平社の創立が若干意義づけられているが、しかしそれも「基本的人権に関する自覚」「部落差別の不合理性についての社会認識を普遍化」という評価だけで帝国主義者平沼騏一郎会長の中央融和事業協会の設立と政府のギマン的行政施策の評価の中に水平社の闘いが「一面では反社会的現象」として没しされていくのである。それはあたかも「反社会的」な米騒動や水平社の運動が政府の融和事業や融和運動を起すために有益であったと云わんばかりであり、この記述は全国水平社の闘いを完全に撲殺しアジア侵略戦争で散華することが解決につながることを主張した昭和十七年文部省の「国民同和への道」の第四の「自主的部落解放の台頭」と全く同じ水平社の評価にすぎないのである。答申は決して「水平社運動を高く評価」しているのでは

大賀氏の「思想的批判」と「政治的利用」の内容は以上の通りであり、それは結局、同対審答申の支持であり、日本帝国主義の同和策への思想的、政治的屈服なのである。

確かに答申には、「公営住宅及び改良住宅の建設を積極的に行うこと」など部分的には部落民の要求がとりいれられているかの如くであるが、しかしそれも日帝の都市計画、地域開発上の障害物として、部落に幹線道路を導入し密集した地域を解体し部落民の居住権を破壊し土地を買いあげ鉄筋住宅の借家に追いやっていく一方策として容易に転化されるものである。新幹線や巨大な道路、空港建設を「世の中が便利になる」といって喜んでいる融和主義者でない我々は、あく迄もいかに貧しくても従来の生業を守り、如何に狭小でも先祖からの土と家を守り村を守り命と権利を防衛して日帝の近代化路線に対決すること、同対審答申路線と絶対決することこそ部落解放運動の最低任務でありその闘いを通じてさらに土地や山や海や仕事やそして権力を要求して前進することが出来るのである。決して部落大衆は「大企業の系列化に下ることによって発展をはかるほか道がない」（答申「産業職業部会」）という一層の差別と取奪への屈辱の策謀に落ちるのではなく、大企業への日常の生活防衛の闘いをくり広げながら正々堂々と部落民の自主解放——社会主義革命へ奮闘して完全解放を達成する道を実践しなくてはならない。

③

だが、昭和四四年を初年度とする十ヶ年の「同和対策長期計画」がすでに四年目になるというのに毎年百億にみたぬ僅少な予算しか

組まず、前期の五年が無為のうちに過ぎようとしている事実は、同
 対審答申のギマン性をこの上なく明らかにしている。十ヶ年、わず
 か六百億円の予算で「同和問題の根本的解決」——六千部落三百万人
 の完全解放がどうして出来るであろうか。同対審答申の長期計画は
 帝国主義者そのものの手によってすでにみじめに投げ捨てられよう
 としているのである。

高度経済成長下の答申作成時の「近代化」情熱はすでに消えうせ、
 ゆきづまった経済情勢の今、帝国主義間の激しい競争、後進国への
 侵略に全精力を傾ける日本帝国主義は、部落に対して銭のかかる差
 別ではなく切り捨て見捨ての伝統的な放置差別政策に転換しつつあ
 るのであり、そうして六〇年代に蓄積された矛盾、差別の拡大を「近
 代化」として是認し差別を差別として肯定し侵略戦争に総動員する
 国民融和の思想運動「国民同和への道」へ大飛躍するために答申は
 一層決定的テコとされつつあるのである。答申そのものが融和思想
 攻撃そのものであり、部落民の階級意識をこまかし、差別の根源——
 日本帝国主義をかくし、部落民の劣等性をデッチあげ、差別の拡大、
 生活の破壊を「近代化」とおしつけ、自主解放を否定し、融和運動、
 融和对策を讚美する等々ということ事態です。答申は大きな役割
 を果しているのである。融和事業（行政）というのは正にこのよう
 な思想攻撃が主目的であって、その目的を達する限りにおいてのみ
 若干の予算をふりまくに過ぎない。部落民が革命的行動に決起する
 ことを予防し懐柔することが答申の真のねらいなのだ。
 答申の「十ヶ年計画」が一年一年みじめな破産に近づけば近づく

落解放運動と民主主義」尾崎勇喜著）をあげるといふ日共スターリ
 ン主義自身の「反共と暴力とフハイ・ダラクの実態」を我々が正し
 くあばきこれを掃滅する事は今日とくに重要である。

彼ら日本共産党は部落解放運動に早くから介入し一定の地歩を占
 めて来ていたにもかかわらず彼らの二段階革命論に基く部落解放運
 動の低い位置づけ——民主主義闘争のワクを最初からかぶせ、さらに
 大衆運動として日共の思想を越えた独自の解放運動の発展を恐れて、
 全国的な強力な運動体ではなく各地方、各府県の党の指導下に運動
 を分割的に統制して中央指導部を弱体化し連絡機関化し組織分断的
 な地域主義をほびこらせ、非政治化し、全国的な運動の発展を極力
 おさえて来たが、一九六〇年日帝の同対審答申が出るや大混乱し、
 基本的に支持していながら余りにひどい近代主義をみてある者は肯
 定し又ある者は否定し等何らこの答申に対して定見を示すことなく
 一挙に中執や書記局や地区から自ら脱落して行き、さらに井上清ら
 を先頭としてこの大きな脱落を解消主義的に弁解し「部落民はプロ
 レタリア化する」という理論を展開したりして、やっと六九年「今
 日の部落問題」という日共中央委農漁民部の本を出して旧来の二
 段階革命路線を立て直す迄、混乱と脱落を続けていた。

「今日の部落問題」において日共は「答申のもつ積極面と同時に
 その重大な欠陥」という「二面性」なるものをつくりあげ一定の批
 判的ポーズをしながら「答申の正しい運用」「部落解放要求貫徹、
 同対審答申実施要求国民運動」を提起している。日共の答申の「二
 面性」のギマン性は例えば、部落農漁業の「近代化」「構造改善」

ほど彼ら日帝は一層、答申の反動的融和的思想攻撃をあまり地域ホ
 スを懐柔し結託することよつてのり切ろうとするであろう。

我々は答申の犯罪的な具体策を追求し「十ヶ年計画」の破綻を見
 通し、にもかかわらず答申の真のねらいである融和懐柔の思想攻撃
 を断固拒絶し答申路線に総対決しこれを粉碎し我々がかかせる生活
 防衛の闘いのスローガンを日常闘争の基軸とし、反権力闘争の最大
 の環である狭山差別裁判実力糾弾／石川氏即時奪還の闘いを大きく
 高め、沖繩奪還／安保粉碎／融和主義粉碎／部落解放／日帝打倒／
 の旗高くアジア侵略に向う日帝との対決に進撃しなければならぬ。
 我々は部落問題においてプロレタリア革命路線を断固として堅持
 し自主解放をなしとげなければならないのである。

今答申完全実施運動に収約されている部落大衆の切実な要求と解
 放への願いを支持しその要求や希いを答申が如何に裏切るものであ
 るかを明らかにし、部落民の革命的運動を無限に解放し、正しい唯
 一の道——革命へ組織することこそ部落の共産主義者の急務なのであ
 る。

三、日共、カクマルら反革命差別集団を 徹底的に糾弾せよ！

(一) 所で日帝の同和对策に対して一定の「批判」的言辭を弄し「解同
 朝田一派の反共と暴力とフハイ・ダラクの実態」(「七〇年代の部

などの自民党政府なるものの政策を「批判」しながら又一方、「農
 漁民の経営の機械化」という近代化の具体策になるとこれを答申の
 積極面だと主張したり、国や地方自治体がやっている失対事業の打
 切り明らかに即応する答申の「失業対策の拡充強化」や又、社外
 工、臨時工という差別的労務支配の固定化そのものを何ら批判せず
 に答申の「社外工、臨時工の常用化」を「解放運動の一定の成果」
 と主張している点にみるように極めて巧妙なベテンなのである。

(二) 一九七〇年六月、日共は「部落解放同盟正常化全国連絡会議」と
 いう公然たる分裂組織をデッチあげた。そのアツピールは特に①矢
 田教育差別事件で露呈された彼らの腐敗したブルジョアの差別体質
 がいたる所でとめどなくあらわれ、厳しく指弾されている中でそれ
 を「全民主勢力との団結」という言葉で差別者を擁護いんべいし
 「朝田一派の反共、融和主義部落排外主義」への攻撃にすりか
 える事をよこしまなる直接の動機として、②一九六〇年につくられ
 た二段階革命路線の現綱領にはつきりたち返り理論的混乱に終止符
 をうち、日帝のアジア侵略体制に真向うから立ちむかい突破しよう
 としている解放運動に大きなブレーキをかけること、③そのために
 「左翼」的な口ぶりをしながら日帝の答申路線の「具体化」に大衆
 運動を解消し、徹底的に部落民の革命的決起を押しつけること、特
 に狭山差別裁判糾弾闘争など反権力闘争は一切抹消することを主要
 な目的としているのだ。例えば日共の最近の部落問題の理論的な著
 作「部落解放への道」「七〇年代の部落解放運動と民主主義」には

狭山問題は一言もかかれず「朝田一派」のこや答申支持の弁解ばかりである。全国的な解放同盟、各府県各地域に至るまで組織を分裂させ、行政、警察、差別的教師、共産党市議と深く結託し共同して、行政闘争を分解、差別糾弾闘争に差別者の擁護者として必ず現われるなど目に余る破れん恥行爲をくり広げているが「正常化連絡会議」はその組織的保障なのである。京都の佐藤保母事件、大阪の四条中学事件、広島大の差別事件など差別者を糾弾することは「人件侵害」だといって最近「赤旗」や「民主新報」で大騒ぎする仕末である。

例えば差別のために抗議自殺した広島三好高の弓場さんのことに關しても、彼女を死に追いやった井上という差別者とその家族によつて重大な部落差別を受け、彼女がそれを教師や部落研、解同青年集会で泣いて訴えたことがはつきりしているにもかかわらず、正常化委員の頑迷愚劣な「理論家」高知県尾崎勇喜は、学校当局の「進路のことで悩んでいた」などといういつわりの発表を支持し「七〇年代の部落解放運動と民主主義」の本では「別の理由で自殺した」といったのに「部落解放への道」では「昨年来急遽広島大学のトロツキスト学生らが、この高校生部落研の運動をねじまげ、高校生部落研を反共と教師敵論の方向にゆがめて行こうとしました。このような事態の中で、弓場さんという生徒の自殺が生みだされていくわけです。」これではあたかも「トロツキスト」が弓場さんを自殺に追いやつたかの如くではないか。差別を受けた弓場さんが訴えた日共系の同和担当の教師は彼女の訴えを「だまっている」と抑圧し、

彼女の抗議にもかかわらず差別映画「橋のない川」をおどかして連れて行き、彼女が差別に屈せず解同青年部で狭山の闘いの宣伝活動をしていると「やめてしまえ」と妨害した。

差別者井上の共犯者は学校当局と日共系教師であることは間違いないのであり、彼らが弓場さんの死因をごまかし責任のがれをしようとした事に対して三好高や周辺高校の部落の高校生が抗議闘争をしている時に、「正常化」を名乗る日共活動家が糾弾場に兇器をもつて乱入し、それがテープにまで収められている事実を、この反革命理論家、スターリニスト尾崎勇喜は公然とごまかし差別を擁護し「別の理由」をねつ造し「トロツキスト」に罪をなすりつけようとするのだ。

(三)

日共反革命差別主義者達の最近特に注目すべき「理論」として厳しく糾弾しなくてはならないのは、一九六九年に発行された雑誌「部落問題研究」第二五号、七〇年の第二八号の諸論である。第二五号の「明治四年播但農民一揆」は、当時相ついで起つた農民一揆が年貢減免や徴兵令反対の要求とともに解放令反対、部落差別の存続という反動的な要求をもちかけており、農民は結局天皇制新政府によつてみじめな敗北に追いやられた事実を大きく歪曲し、それを「自身を真に封建的構造から解放」する「人民闘争」として讚美し、さらに「解放令は彼らを新政権に抵抗する統一戦線へと結集させる契機となつた」として「エタ解放令」反対、部落差別存続の差別的な要求を「統一戦線」の契機として評価したのである。「部

落民はともに封建的支配からの解放を闘いとるべき統一同盟の相手であるはずであったが、長年の封建的階級支配に毒され混乱した一揆農民たちは、みずからの階級矛盾の相手を見失わなかつたとはいへ、部落民差別の存続を要求することによつてはじめてみずからの戦線を統一し、蜂起することができたのであった。」との最後の文章の明白な矛盾は従来の学説を強引にひんまげ部落民差別の存続を要求することを積極的・反動的に評価しようとする日共系部落問題研究家の恥知らずな反革命性が露呈されている。

これはさらに第28号の「長州藩天保二年一揆の一断面」ではさらに鮮明になり、この一揆の中で加えられた「エタ征伐」の従来の学説「本来藩権力にむけられるべき一揆の矛先が部落民の方へ向けられたとして、そこに一揆の限界がある」に反論し「一揆側の手段としての差別意識の利用という側面に注意を払う必要がある」（傍点）(原文)と前おきし第25号論文の矛盾を払しょくして「一揆の中心である商品生産者農民は、貧農をも含めた全農民の統一戦線を形成するために、一揆の要求として年貢減免・免除等をスローガンとして掲げはしたが、それだけでは全農民を立ち上らせる直接的要因たりにえないと見たのであろうか、部落差別を利用することによつて、全農民の蜂起をかちとっているのである。」という驚くべき部落差別による反動的な人民の野合を積極的差別的に「かちとつた」と評価しているのである。我々はもはやいべき事はない。それはニクソンの黒人差別の人民分断支配の政策や南ア連邦のアパルトハイトと同じ差別主義であり、反革命そのものである。

それは大塩平八郎や奇兵隊や天皇制絶対主義者や日本帝国主义者の部落民に対するギマン的対応、利用主義的な「解放」策と同じ程度にギマン的であり、悪質である。人民の他のあらゆる分野も併せてこの日共スターリン主義を徹底的に掃討しなくてはならない。さて我々は今日最も醜悪で狂暴な反革命的襲撃を左翼に対してくり返しているカクマルの部落に対する差別的策動をバクロし、この徹底的掃滅を果さねばならない。

(一)

すでにカクマルは七〇年四月十八日、彼らが暴力的に居座っている奈良女子大学寮内において、部落出身女子学生を差別しリンチ暴行事件を引き起した。それは部落の女子学生が、狭山差別裁判糾弾、石川一雄氏即時奪還のピラを寮内でまいたことに恐怖し、数人がかりで彼女を寮内の一室にとじ込め、両手をねじあげ髪をつかみ、胸、顔などをかわるがわるなぐり「自己批判」なるものを強要し、前夜から朝までリンチ暴行を加えた。彼女は屈服することなく脱出し、この暴虐を訴えた。我々は直に彼女の防衛とカクマル差別集団の徹底糾弾に行動を起し数日に渡つて実力糾弾を敢行し、カクマルを左翼弾圧の安全弁につかひ、部落民の決起を抑えこんできた大学当局に強く抗議した。奈良女カクマル差別集団はそれ以後、終止部屋の中に閉じ込められおののき、融和主義幹部にたれ込みにいったり、(融和主義者はこのたれ込みに目を細め、ケイサツに訴えろ)と激励した。カクマルは糾弾されないばかりかはげまされたことに大いに喜んで帰つた)するかわら、寮内でピラやロコミで「あの

人らは普通の人間ではない」とか「話をしても分らない人や」と差別キャンペーンを張ってこの差別暴行事件をインペイシトした。

またカクマルはこれより先七〇年三月十五日反革命機関紙「解放」(一五七号)紙上において、他党派(M.L.)批判の雑言の中で「社会からはみ出した「部落」(地区、地域)のように」という用語の明白な差別的使用を使って論難し、さらに「まことに気狂い部落M.L.」としかいいようがない」など露骨な差別記事を書いた。(彼らは部落に対してのみならず、女性、「障害者」、在日朝鮮人民、中国人民に対しても悪らつな差別を「解放」誌上にはきちらしている。)

これに対して我々が「解放」編集局に電話で抗議すると「これは社会的常識の言葉だから差別ではない。きだみのるも気狂い部落という本をだしているではないか」という驚くべ「反論」がうす笑いの声とともにかえってきた。

これらの事実からカクマルが如何なる差別団体であるかは説明する迄もないがさらに根本的に糾弾すべき事実がある。

(一) それは「早大部落解放研」と称する差別者の趣味的サークルが七〇年十一月頃発行した「解放」という機関紙にのせられている内容であるが、①「差別者」と「被差別者」との間の立場の相違」を解放同盟がどれ程強調してみても主観的に「立場の相違」がはっきりするだけであってそれ以外ではありえない。「部落解放同盟に關しては……ともかくボヤキはやめようではないか、といったい。「このような「立場の相違」にこだわるのは「解放同盟自らが

解放闘争へかかわらんとする部分に対して閉鎖的に門戸をとぎしってしまうことにはしなないだろうか」「このことは逆に、解放同盟自身が反省しなければならぬのではなからうか。」等々聞くに耐えないような差別的独善でもって自己の差別者としての責任を解消し、プロレタリアート一般に被差別者―部落民の怒りと闘いを無視抹消し、逆に「反省」を強要しているのである。しかもこのことと論証として華青團に対する彼らカクマルの民族排外主義的敵対を例に出し「抑圧民族↓被抑圧民族のシエーマ」は「民族主義的に屈服するものである」ということを「部落問題に敷衍」させた得意になつてゐる。

我々は日本帝国主義の部落への差別と民族分断支配を徹底的にあばき糾弾すると同時にこの差別、分断支配の上にあぐらをかき支配階級に加担し自らの自由を喪つて来た一般人民の差別についても厳しく糾弾粛清し、プロレタリア人民の団結を一層うち固めねばならない。日帝と深く結びついたカクマル、日共ら人民内部の裏切り者、反革命差別集団は容赦なくセン滅しなければならぬ。一般プロレタリア人民は、自己が犯して来た差別、家族、職場、学園等での差別的言動を自ら深く反省し、闘う部落民と団結し、狭山差別裁判糾弾闘争等の闘いに連帯行動を起し日帝の差別支配と闘わねばならない。そして部落民も含む日本人民が日帝のアジア侵略にのせられ、幾多の暴虐をアジア諸国民に加えて来た事実、釣魚台略奪に見る、加えつつある侵略の現実、それに加担して行く我々の生活破壊と自由の喪失をはっきり見定め抑圧民族プロレタリア人民としての責任

を一層自覚し、日本人民の自己解放の闘いとして日帝打倒、日帝のアジア侵略阻止、闘うアジア人民との連帯をかちとらねばならないのである。自らの差別の事実をあいまいにし、部落民の闘う主体をあざ笑うカクマルは断じて許されない。

しかしカクマルは最後に「或は「差別者」であるかもしれないが部落民である我々は……決して部落解放の主体にはなりえない。」と自らの差別を理由にして解放運動に無責任であり、犯罪的居直りを主張している。

②次に彼らの「解放理論」の骨子は基本的に融和主義者―同対審答申路線と同じであり、「農村における封建制、地主制などを解消していく方向にある今日の日本独占資本にとって「部落」は必要のないものとなり、部落問題として存在する基盤を失うであろう。」という分析の下に部落問題は「もちろん或は現象的には資本主義の枠の中でも克ちとられるものであるかもしれない」とか「資本制社会」において「差別されること自体は軽減、もしくは消滅するかもしれない」という極めて無責任なかもしれない論を主張した上で「就職の機会均等、教育の機会均等、居住の自由」などの「権利」は人間の全的解放、直接的には部落解放の一前提(にすぎないもの)として把握しなければならぬのであってそれ自体としては何ら革命的課題でもないしまた部落解放の展望を切り開くものでもない。」と部落大衆の切実な闘いを不当に愚弄し「部落解放闘争と人間解放闘争との弁証法的統一」なるものをデッチあげている。

それでは、部落民は自己にかけられている就職や、教育や居住等

様々な迫害や差別に抗する闘い以外に、自己の人間的な解放をかちとる具体的闘いは何処にあるのだろうか。カクマルの学習会に参加することなのか!?、部落民(部落の労働者、失業者、生保者、「障害者」、農漁民、零細商工業経営者、青少年等)はプロレタリア大衆とともに日帝の日常的な部落への差別迫害と、人民分断支配、アジア侵略体制と闘い日帝打倒プロレタリア革命を克ちとることが、即ち部落解放闘争を闘う事が人間解放闘争なのであって両者は別物ではありえない。就職の機会均等などの権利をかちとり、それを「一前提」として「人間の全的解放」に向うというのは融和主義者、日共らの二段階「革命」論とカクマルの「弁証法的統一」論が同じである事を示す。我々は今日の帝国主義段階において、人民の如何なる「改良的」、部分的要求も日帝と激突し、日帝を打倒しないでは獲得されえないという立場をもつのであり、部落問題をカクマルの如く革命と切り離して、資本主義内部でかちとる改良闘争に位置づけるといふ反革命的策謀を断固封殺しなければならない。我々は融和主義粉碎、部落解放、日帝打倒を一体のスローガンとして、沖縄奪還、安保粉碎、日帝打倒、日帝のアジア侵略を内乱へのスローガンと結合して部落解放運動の革命路線を高く堅持しなければならない。

③彼らカクマルは沖縄の「コザ暴動」や昨11月の闘争などを非難していたのを見るように米騒動の革命的意義も抹殺しようとしている。カクマルによれば米騒動は「その指導者にはいわゆる俠客がもつとも多い」といふ「階級闘争として米騒動をとらえることは困難

であろう」とされる。さらに、最近の早大新聞(二月一日号)によれば、福岡連隊糾弾、高松裁判糾弾等の全国水平社の闘いは、日共や融和主義者と全く同様にカクマルも革命的大象闘争ではなかつたとし「個人徹底糾弾」であつたなどと事実をかくし歪曲している。全国水平社のそうした闘いを歪曲しながら、あたかも革命的糾弾闘争はみとめるかの如き主張しながら実はその「糾弾闘争」を、権力に対する革命的な大衆闘争ではなく、差別者の教育「運動の担い手、その結集の強化、拡大」にすりかえ歪曲しようと主張している。部落大衆の革命的な差別糾弾闘争を否定し歪曲し、又、個人へ(恐らくカクマル自身のことだろう)の教育や組織の拡大の方便として糾弾闘争をねじ込もうとするベテンの陰謀を粉砕せねばならない。

④最後に狭山差別裁判糾弾闘争を終始無視していたカクマルによれば「我々はあくまで、被差別者ではないということから「差別」それ自体を感得することはできないのであつて、狭山差別裁判においても、それを「差別」であるというようには認識できないのである。」という。

さらに彼らの前記早大新聞には、狭山の闘争のアピールがのせられていたが、その中で、カクマルは、日共や解同の公正裁判闘争を「裁判所を公正なものにできるかのような幻想」だと批判しておきながら「法は、支配をスムーズに貫徹するために、現実形態としては普遍的利害の主張としての形をとらざるを得ず、ある程度被支配者階級の支配を反映せざるを得ない」ということを、裁判闘争の可能

根拠とし「石川青年即時無罪釈放」の公判闘争をやろうと呼びかけている。国法が被支配者階級の支配を反映するというこの反共主義的国家論こそ、日共や社民の「公正裁判」路線の思想的根拠なのであり、カクマルの反革命主義の墮落した存在理由であり、とりもなおさず、我々戦闘的部落青年の狭山差別裁判実力糾弾/石川氏即時奪還路線の直接の敵対物なのである。

プロレタリア人民、部落民の支配が実現されるのは唯、プロレタリア独裁国家においてのみであり、帝国主義国家は様々な幻想的公共性のヴェールを被っているが我々を抑圧し搾取する暴力装置以外の何ものでもないのである。我々の実力闘争と人民の怒りの結果のみが権力に屈服と妥協を強い、国家の存立と、公共性の幻想がはかれることに恐怖するからこそ石川無罪の判決、「公正」裁判を引き出すことが出来るのであつて決して帝国主義国家の中に我々被支配者の支配が反映するから裁判闘争をやっているのではない。

我々は狭山の闘いの中でかかるカクマルの反革命的差別性を徹底的に明らかにし、地上から全滅させる迄闘いぬかねばならない。

四、狭山の闘いを基軸に、カクマルせん滅

日帝のアジア侵略と

部落差別—破壊政策と総対決し、

不拔の革命党を建設せよ!

(一) 日帝の同和差別政策に対して我々は単なる批判家であつてはならないし、また、日帝の攻撃とその敗北を前題にした部落産業の「崩壊の結果するもの」をのみ解放運動の対象とする敗北主義であつてもならない。

今日、日帝の激しい合理化の波の中で部落産業のいくつかの業種、仕事が衰退没落しつつある現実を一面的に把えて、部落産業や、部落農漁業が全般的に崩壊し部落の近代化、プロレタリア化が全面的に進行しつつあるかの如く幻想するのは早計である。

幾多の種類ある部落産業は日帝の基幹的産業、近代的大工場の周りで常に再生産され、発展—没落をくり返し、部落大衆を包摂して来た。零細な部落産業、農漁業から転じて、「基本的生産関係」に転業、就職することが差別からの解放であるという、帝国主義の近代化政策の後押し「解放」論の誤りは、「基本的生産関係」なるものが、部落の生業にみられる零細な中小経営者とその労働者の大群を常に再生産し、それに矛盾を転化し、搾取する生産関係を基本的

につくっているばかりか、その「基本的生産関係」の内部に本工—臨時工—社外工等の前近代的関係を深く内蔵し、本工自身をも極めてみじめな境遇に落し入れている事実の認識が全然ない所にある。日帝の合理化、近代化は、一方においては、労働者大衆の首切りや労働強化、生活破壊を強行し一層の非合理化、前近代的な生産関係をも広範に再生産して行なっているのである。

全体として生活は困窮しつつも金属くすの回収業の没落に代つて都市の清掃事業、土木、建設事業の下請け仕事等が部落民の仕事にとつてかわりつつある。

しかし、その中で日帝の近代化攻撃は、今日これ迄部落住民がたちがい守つて来た部落の生業や農漁業を特に皮革産業を、大きく衰退させ倒産させている事実は今日の部落問題の重大事である。

我々は第一に答申のような、日帝の近代化、部落産業の切り捨て、転業路線を断固として反対し、部落の如何なる小経営の商工業、農漁業者をも防衛するために資本を握り、原材料を押え、販路を独占する資本家や不当極まる収奪と独占資本の保護を優先する国家—行政に対する闘いを組織し強め、さらにプロレタリアートの反合理化—日帝打倒の闘いと固く連帯し、とりわけ安い原材料や労働力をアジアの「後進国」に求め、そのために領土を侵略しアジアの民族から徹底的に略奪し搾取しつくつた商品を生産して日本に逆輸入して部落民や、日本の一般プロレタリアートの生業を破壊し、合理化労働強化のテコにしようとする日帝のアジア侵略—植民地政策を粉砕する闘いを一層強め「敵は韓国や」という排外主義的部落防衛思想と闘わ

なくてはならない。労働者階級と結合し闘うアジアの大衆と連帯した部落大衆の反合理化、部落産業防衛、アジア侵略阻止の闘いは、近代化なしには生きてゆけない、侵略なしにはやっけて行けない日帝と激突し、日帝の存続を許さない闘いに発展せざるを得ない。

プロレタリアー部落大衆の反合理化闘争の敗北によって一時的な延命策を強いられた部落産業の共同組合方式も決して事態を根本的に解決し、部落民の伝統的生業を防衛する事は出来ず、より一層日帝と部落大衆との矛盾敵対を拡大するのみである。

部落の皮革製造、靴製造業者の生存の闘いの勝利は日本帝国主義の打倒による他に道はなく、近代化、合理化で職を失った部落民の首切り反対、失対就労、社会保障獲得の闘いも含めて革命的プロレタリアートとの結合が現実的に追求されねばならないのである。

零細な部落産業、農漁民の具体的防衛を問わず、「押し寄せる資本の合理化に、近代化攻勢の波に抗しながらも、同じく部落産業の近代化をも計らねばならない」というカクマルの近代化理論への屈服は粉碎されねばならない。

部落の零細産業の根本的解決は我々が、プロレタリア独裁をかちとった暁に、部落民の全面的に満了した同意と決意の下に段階的に全ての私的所有の解消の一環として遂行されるであろう。帝国主義下に於いては、プロレタリアートとその革命党はあくまで、自己の反合理化―日帝打倒の闘いとともには部落産業、農漁業の防衛、部落の労働者失業者の闘い、部落解放、日帝打倒の闘争を支持しこれに固く連帯せねばならない。

リア革命党を建設する闘いでもあるのである。それなしには實際狭山の闘いも勝ちえないのである。

(三)

我々は狭山の闘いを勝利的に推進し日帝の同対審答申路線と対決し、これを粉碎し、この日帝に屈服した社民、融和主義を実践的に批判し、これを越え、カクマル、日共、その右翼的脱落分派「日本の声」―「民学同」ら反革命集団をせん滅し、国粹民間右翼の差別、排外主義的テロを粉碎し、日帝のアジア侵略―差別、迫害にあえぐ部落大衆の戦闘的な闘いに徹底的に依拠し、部落解放―日帝打倒―プロレタリア革命路線を高くかかげて進むプロレタリア革命党と革命的青年の闘いの組織―全国部落青年戦闘同志会の戦列を強め、それを中核として部落解放同盟の統一と団結を強化しなければならない。

日米共同声明路線―沖繩「返還」政策、自衛隊沖繩派兵―釣魚台略奪―入管二法と日本帝国主義のアジア侵略は急ピッチに進展し、ヴェトナム―インドシナ人民の米帝に対する英雄的な武装進撃の前に米帝の強力な相棒として立ち現われ、沖繩を拠点にして朝鮮―中国―インドシナ、アジア全域を侵略戦争の動乱と悲惨に再度ひきずり込もうとしている。

こうした日本帝国主義との内乱的死闘にプロレタリアートと共に六千部落、三百万の大衆を組織して打って出、この侵略戦争を内乱への死闘の中でこそ人民との団結と統一を図り部落完全解放の巨歩を切り開かねばならない。我々は在日朝鮮、中国の人民の闘いに学び、抑圧民族プロレタリア人民としての自己の排外主義を深く反省

(二)

部落民の生活上にふりかかる厳しい状況の中で、狭山の闘いは二つの意義を有して来る。それはむろん石川氏の無実を晴らし差別を糾弾し彼を生きてうばいかえすということであり、高松差別裁判弾闘争が差別判決を事実上取り消すことが出来ず、極めて部分的な勝利に終わった事実をのり越えあらゆる大衆的力と手段を講じてこの裁判糾弾闘争に勝利しなければならぬという事であり、第二に、この闘いの勝利を通じて狭山の事件だけではなく部落大衆の運命に襲いかかる一切の差別、迫害と闘いはねのけ、部落の完全解放を指導し担当しうる強固な組織を全国の部落に造成する闘いを日共、カクマル、反共融和主義者の妨害、誹謗に抗して勝利的成功的にかちとることである。

今日の日帝による危機の地方自治体へのしわよせ、赤字化は部落への同和事業の予算削減、停止、団体助成金の減少をもたらし、それを基盤にしていた大衆運動の大きな危機―後退を余儀なくさせ、部落大衆による差別行政への闘いを止め、行政闘争を行政による行政の運動にすりかえ、行政闘争の主内容を「運動と厳しく区別」して事業化しようとする融和主義の策動の中では、部落大衆を団結させ、敵と闘い部落の労働者、失業者、各種の零細小生産者の生活を防衛し、差別と断固闘う自主解放の組織―行政の金ではなく、自己の財産、身命、貧しい大衆の血の出るようなカンパを組織して闘い切れる共産主義者の指導部と組織をつくる闘いを急速に形成しなければならぬ。即ち狭山の闘いは部落の中にプロレタ

し―掃して入管体制と闘い、「障害者」の闘い、被爆者の闘いを受けとめ連帯し、三里塚、北富士、能勢ナイキらの反基地の農民闘争、各地方の住民闘争に連帯し、小西三曹ら反軍戦士の闘いを部落出身の自衛隊員に知らせ、全ての工場、職場で労働者の戦闘的労働運動に合流して資本家と闘い、「精神障害者」―共産主義者や革命党への保安処分や破防法弾圧を断じて許さず、又、天皇制と天皇制イデオロギーを排撃して闘わねばならない。女性に対する軽蔑や差別を肅清しその人権を防衛しなければならぬ。我々は直接的な部落問題のプロレタリア的解決―闘争を發展させる闘いと同時に、積極的に、日帝の安保―沖繩政策を基軸とするアジア侵略との対決を第一義的に闘争日程に組み込まねばならない。他の人民の個別的闘いに大いに学び連帯した行動を起さねばならない。狭山の闘いを通じて全国の部落青年と闘う部落研に結集する一般労働者学生は、部落解放運動そのものを非政治化し、自ら政治闘争から遠ざかり遂には人民とではなく行政や天皇制と手を結ぶ融和主義者と徹底的に闘い一刻も早く部落解放運動の主導権を握らねばならない。我々は沖繩奪還、安保粉碎、日帝打倒、日帝のアジア侵略を内乱へと一全く正しいスローガンをかかげ武装された革命党の指導の下に、自らを武装し、機動隊―カクマル、日共ら反革命差別集団をせん滅し、狭山差別裁判徹底（―実力）糾弾／石川氏即時奪還／東京高裁の四月―六月結審粉碎／の闘いを勝利的に押し進め、死刑判決を絶対阻止しなければならぬ。そして再び三たび、四・一九―四・二八―五・一五の沖繩―入管 闘争の革命的大衆的爆発に部落内外から大結集する真只中でこそ部落民の歴史的決戦も闘われねばならないのである。

狭山差別裁判二月公判闘争 大衆的糾弾で二月結審を粉碎

八・十・十五日の三日間にわたり東京高裁において狭山差別裁判二月公判が行なわれた。これに対し全国六千部落から決起した部落解放同盟、全国部落研連をはじめとする闘う部落民、労働者、学生は、三日間での一萬五千名を越えようという圧倒的数にのぼり、その戦鬨的・大衆的隊伍と怒りの糾弾は差別裁判長井波七郎を震撼せしめ、東京高裁を内と外からゆるがした。のみならず、何よりも石川一雄氏の九年間にわたる暗獄の中から発する「俺は殺していない」という血叫び、自己解放へむけた熱烈な闘いは、この全国から決起した大衆的力と固く合流し、井波の二月結審策動を粉みじんに粉碎したのだ。差別裁判長井波と検察側は、石川氏、弁護団、傍聴団の闘い、全国から決起した部落民、労働者、学生、高校生、市民の闘いの前に、検察側の隠しもっている物証、書証の一部公開、「事

件」の真相を解明する証拠、証人に関する審理を四―六月に行なわざるをえなくなったのである。また、この三日間の公判を通して石川氏の無実はますます明白々々たるものとなった。

だがわれわれは、そのことによって狭山差別裁判の差別裁判としての本質をアイマイにさせたり、敵、井波が公正な裁判を行うなどと幻想をもったり、ここで糾弾の手をゆるめたりすることは決して許されない。むしろ追いつめられた司法、国家権力とその先兵井波は四―六月をおさなりな形式的「審理」にきり締め、六月をもって結審し、井波の退官する十一日までは何とか判決を下すという差別的野望をますます露骨にしていくことは明瞭である。それは公判廷における井波の言動のはしばしにあらわれている。この井波の野望を糾弾、粉碎し、石川一雄氏を直ちに奪還

するため、今こそわれわれは部落大衆の「石川青年の生命にわれわれ一人ひとりの未来がかかっている」という言葉の真の意味をはつきりつかみ、闘ってゆかねばならない。日帝のアジア侵略の進行の下で激発する差別事件、強まる部落民への経済的、社会的、政治的圧迫という状況にあつて、狭山差別裁判糾弾をもって部落民の革命的糾弾権を奪還し、無実の石川氏をとりもどしうるか否かに、侵略に対決する部落解放運動の質を獲得しうるか否かがかかっているのである。石川氏の獄壁を貫く自己解放の叫びに何らこたえてこれなかつたという、われわれの出発点の確認は、二月結審粉碎闘争を勝利的に貫徹した今こそ、一層重くわれわれにつきつけられている。部落解放同盟の提起する百万名署名は、二月公判闘争のさなか七十万名に達し、狭山差別裁判糾弾の闘いは全国六千部落、三百万部落民の生活と闘いの中に広く深く根をはり、部落大衆が石川氏の生死の中に自らの運命をみるという事態が確実に生み出されつつある。全国支持共闘会議は、十万名署名を完遂し、二月公判闘争を闘いぬいた力をふまえ、解同

百万名署名をさらに大胆におし進め、この闘いの全人民的課題化のためにまい進するとともに、六月結審の新たな策動を粉碎するため一層の主体的飛躍をかちとらねばならない。

8日、厳戒揺がす六千名の糾弾

石川氏の無実一層鮮明に

二月公判闘争の突破口、八日の公判闘争は、それにふさわしい六千名の圧倒的結集、みなぎる闘いの熱気のうちにちかちとられた。昨年十一月、第五十四回公判における井波の言に明らかかなように、差別裁判長井波が本年十一月退官以前の死刑判決―二月結審強行という反動的野望を露骨にさせる中にあつて、この二月結審を粉碎することが狭山差別裁判徹底課題であることを確認し、部落解放同盟が各都府県連から数百、数千にのぼるかつてない大動員をかちとつたのはじめ、全国部落研連、全国支持共闘、各団体が総力あげて結集した。

一方敵権力は、この大衆的糾弾闘争に恐れをなし、それを何とか暴力的に圧殺して二月結審を強行しようと、装甲車二十数台、四機

をはじめ多数の機動隊を配置し、警視庁には、「本日特別警戒」と告示を出すなど威丈高な弾圧体制をしいてきた。日比谷公園での集会は、この弾圧体制をはるかにしのぎ圧倒する意気軒昂たる決起集会として開始された。集会は野本中央委員の司会で進められ、まず部落解放同盟の中執が二月公判闘争の決定的重要性を指摘し、全員の決意を促した後、山上益朗、佐々木哲蔵、佐々木静子各弁護士の紹介と決意表明が行なわれた。

野音で決起集会

なみなみならぬ決意のもと、病氣をおして参加した父・石川富造氏をはじめ石川氏の家族が紹介され全員の拍手と激励が送られた。解放歌と「差別裁判打ち砕こう」の斉唱で傍聴団を送り出し、東京高裁へ「差別裁判長井波糾弾!」「無実の石川青年を返せ!」「二月結審粉碎!」の怒りのシュプレヒコールをたたきつけ、石川氏との連帯をかちとつた後行動提起にしたがってデモで全体が日比谷野音へ向かった。

野音はたちまち完全に埋めつくされ、二月公判闘争勝利総決起集会が開始された。まず

解放同盟委員長朝田善之助氏があいさつに立ち、狭山差別裁判の現段階と二月公判闘争の重要性を明らかにした上で、「百万人署名をすでに六十万名達成した。百万を完遂し石川君を即時釈放できる条件をつくりだそう」と訴えた。

支持団体の決意に移り、社会党を代表した解同広島県連小森委員長、自治労野田副委員長、大教組東谷書記次長、東本願寺中山事務全国同和教育研究協議会西口委員長、綾部京都市長につづき、全国部落研連代表が連帯と決意の表明を行なった。

全国部落研連代表の藤崎氏は、「差別裁判長井波は、昨年十一月公判での五十嵐鑑定医の証言でますます石川氏の無実が明らかとなつているにもかかわらず、われわれの糾弾権をおしつぶし、何らの証人調べも行なわないまま二月結審し死刑判決強行をねらっている。このような高裁に対し、日共『解同正常化委員会』分裂主義者は、裁判所が公正な審理をするかのような幻想をふりまき糾弾闘争を妨害するという、悪質な融和主義へと転落した。われわれはこの権力と日共の敵対をは

ねのけ、徹底糾弾をおしすすめ、二月結審粉砕、石川氏即時奪還を何があっても勝ちとらねばならない」と力強く表明、闘いの方向を鮮明にさし示した。

また全国支持共闘の保谷氏は、十万名署名を達成したこと、それにふまえ解同百万人署名にさらにとりこんでいることを報告し、二月結審を全国から結集した力で粉砕しようと言った。

妹美智子さんがアリバイ証言

部落の青年、婦人を代表して解同大阪府連の婦人部長が発言したのち西岡解放同盟中執が行動提起を行ない、その中で大内兵衛、末川博両氏のおびかけになる学者、文化人署名を報告、その記事をほとんどとり扱わないマスコミの差別性を糾弾した。

集会を終えると、行動提起にしたがい、解放同盟は二隊に分かれ一隊はデモで久保講堂にむかい、そこで三千名の国民運動中央集会をかちとり、他方野音に残った部隊は再び日比谷公園で集会を行なった。

小公園の集会では、午前中の公判の報告が行なわれ、石川氏の妹美智子さんの証言によ

って、石川氏の無実が決定的に明らかになったことが全体で確認された。

具体的には①事件のあった五月一日、美智子さんは五時半ごろ帰宅し、石川氏はそれより一時間一時間半のちに帰宅。(テッチあげ時五十分頃石川氏が善枝さんにあい、その死体を同九時過ぎに埋めるまで「犯行」を続けたいことになっている)

②石川氏が帰宅したさい、彼の体はたいしてぬれていなかったしドロンコにもなっていない。 (激しい雨の中で穴をほり、死体を埋めたことになっている。)

③家の出入口は玄関と勝手口の二カ所であるが、どちらも戸のすべりが悪くガタガタ音が出る。二日夜はあけたような気配は感じなかった。(二日夜、犯人が佐野屋へ「身代金」をとりに来たが、石川氏がこっそり家をぬけ出ることは不可能だった)

④自分のノートをちぎられた形跡はない。(脅迫状は、美智子さんのノートをちぎって書いたことになっている)

また、この美智子さんの証言に対し検事は、

るとなぜ腕時計をはずして調べたのか」との追求、糾弾の前に言をアイマイにさせてしまった。また石川氏の糾弾によって手錠をかけて調べたことを証言せざるをえなかった。

遠藤は従来の証人同様大事な質問になると答えをはぐらかしたが、なおも追求する弁護団に対し井波は「最近参加した弁護人は同じことをたびたび聞く」と露骨な妨害を加えてきた。検察側は隠しもっている証拠の一部開示を認めたがさらに多くの証拠が隠されていることは明白である。いづれにせよこれらのことは、井波、検察側の譲歩を示すものではなく、彼らが追いつめられている証拠である。以上のように報告した。

最後に父富造氏のあいさつをうけ、全員が十日の闘いへの決意を固めて、この日の公判闘争を終えた。

十日の闘い

十日の闘いは、ふりしきる猛雪の中終始戦闘的に闘いぬかれた。

日比谷小公園での公判闘争は、まず解放同盟八木中執のこの日の闘いに関する提起では

美智子さんが気分が悪いと退廷したスキを見はからって、「今の証言は誤っている。アリバイ工作が行われた。手もとにある調書を読みあげてもいい。」と卑劣な策動に出た。弁護団の反響によって検事は引きさがらざるをえなくなったが、井波は終始この検事の言動を黙認した。

午後の集会は、まず解放同盟埼玉県連、山口県連、福岡県連、京都府連、奈良県連、大阪府連、広島県連、長野県連、愛媛県連が発言し、各地での差別糾弾闘争、日共差別分裂主義、同和会との闘い、百万名署名活動などの報告、それらの闘いの中から狭山の闘いに決起する決意を表明した。

つづいて全国部落研連、全国支持共闘、「障害者」解放闘争を担っている「障害者」、冲青委など多くの闘う組織が次々と二月結審粉砕へむけた決意表明を行った。

権力の「特別警戒」に厳戒体制とりわけ四機の出勤というなかにあつて、高裁をゆるがし差別裁判長井波を衝く怒りのシユプレヒコールと戦闘的大デモをくりかえした後、久保講堂からの解放同盟の大部隊との戦闘的合流

じめられた。八木中執は、今日は激しい吹雪の中で闘われる。しかし部落民のうけてきた苦しみはこのような吹雪のきびしさををはるかにしのぐものである。寒さなどふきとばし、井波の差別裁判糾弾・石川君奪還のため徹底的に闘いぬこう」と力強く訴えた。

石川氏の家族紹介、シユプレヒコールで傍聴団を送り出したのち解放同盟の部隊は西岡中執の行動提起にしたがって久保講堂で行なわれる中央集会へデモで向った。

小公園に残った解同青年部、全国部落研連をはじめ各支援団体は降雪をつき積雪をけつて、雪と泥水にズブぬれになりながら二時間にわたるデモンストレーションを展開した。全員が六三年以来、几度目の冬をむかえ、凍るような牢獄の中で無実の叫びと自己解放の炎を燃やしつづけてきた石川氏の苦闘を想い、雪をふみしめ闘いぬいたのである。

「狭山差別裁判糾弾」「石川一雄氏即時奪還」「井波差別裁判長糾弾」「二月結審粉砕」の叫びは、法廷の石川氏にとどけとばかり日比谷の空に轟いた。

午後、久保講堂の中央集会に合流し、全国

をかちとりこの日の総括集会に移った。
石川氏、遠藤証人を糾弾
総括集会はまだ、久保講堂での中央集会、小公園での公判闘争の報告が行われたのち、二月公判闘争から新たに強化された弁護団の自己紹介につづき、山上弁護士から法廷の報告が行われた。

山上弁護士は遠藤証人(当時警部補)、「自白」(調書作成)の口から明らかにしたこととして、

①佐野屋へのはりこみにはトランシーバー等も持っていないが、また犯人に逃げられたことも後になって上司から知らされたなど、全く低水準なものであったこと。

②殺害方法について、「自白」では、はじめタオルでしめたことになっており、後に手でしめたに変わっているが、その過程で五十嵐鑑定書、大野実況見分調書を見ていた。(これらの書類にあわせて「自白」を誘導・強要した。)

③石川氏の絶食は二食だけだとか、夜取調べをしたことはないと言っていたが、石川氏の絶食は五日間だった。「七時すぎにな

部落研連合を先頭に全部隊が久保講堂↓虎之門↓霞ヶ関↓高裁横↓日比谷公園のコースを長蛇の都心デモで席巻、そろいのハチマキ、ゼッケン、ノボリ、シユプレヒコールは行きかう東京都民の注目を集めた。

他方公判廷では諏訪部正司(当時狭山警察署)に対する証人尋問が行われ、

①スコップを「発見」した地点から三百メートルのところ、すなわち自殺した奥富玄二が新築中であつた家のすぐ近くで地下タビを発見したという新事実。この点は警察は従来何ら明らかにせず、またそれに関する十分な調査をしてこなかった。

②ウソ発見機について諏訪部ははじめ六月はじめのころに使用したと証言したが、弁護団の追求の前に検察側は石川氏が「別件」逮捕された五月二十三日に即日ウソ発見機にかけたことを、隠していた書証の一部によって明らかにし、「別件」逮捕と同時に「善枝ちゃん殺し」の件で取調べが行われたことが暴露された。

③芋穴から発見された「寿」のフロシキについて、その出所などを調べたのは善枝さん

日比谷小公園で簡単な決起集會が行なわれたのち、戦闘的部落青年を先頭とする圧倒的隊伍の公園内デモンストレーションが展開され、井波の二月結審を何としてもこの日の闘いで粉砕すべく決死の闘いが貫徹された。権力もまた、この日の重要性を敵の側から確認し、一切の糾弾闘争を圧殺するため八日を上まわる警備体制でのぞんだ。

高村筆跡鑑定人のデタラメ性暴露

戦闘的部落青年、労働者、学生の隊列は石川氏を実力で奪還するという意気に燃え、機動隊の公園から一步も出さないと糾弾闘争に敵対する強権的・差別的弾圧と各所でぶつかり、シユプレヒコールは真に高裁をゆるがした。

このような騒然たる雰囲気の中午前中の公判では筆跡鑑定を行なった高村鑑定人が証言台にたった。高村はまず最初に「従来の筆跡鑑定は経験主義にもとづく不確かなものだった。自分はそれを科学的分析にまで高めよう」と努力している」と大見栄をきつたにもかかわらず、弁護団の鋭い追及の前に「鑑定といつても完全なものではない。他との比較によ

の兄健治に質問しただけであり、この事件の背景を明らかにする上で決定的な物証の捜査としては全くいかげんなものであることが暴露された。

この過程で井波裁判長はまたもや、傍聴筆記を強権的に禁止、証人が地図で地下タビ発見現場を示すのを確認するために証言台に近づいた樺島、松本両弁護士に対し、「チラチラすると圧迫を感じる」、「脅迫的な尋問をするな」などと、証人・検事と一体となって妨害したのである。

総括集會にうつり、松本、樺島弁護士の紹介と松本弁護士による法廷の報告が行なわれた。

松本弁護士は、「井波裁判長の態度はますます強圧的になっており、さらに本日閉廷後、非公式発言」ということで「十五日の公判を終えたのち、四、五、六月に集中審理を行ない事実審理はそこでうち切りたい」と通告してきた。いよいよ闘いは重要な局面に入っている」と十五日の公判の決定的重要性について訴えた。

最後に解放同盟松井副委員長が総括提起を

って類似点を指摘することはできるが、例えば石川の文字の個性そのものを明らかにすることはできない」と、筆跡鑑定なるものが全くあやふやなものでしかなく、しかもそれを「石川と脅迫状の筆跡の一致は、客観的に明らかに示すことはできないが私にはわかつている」との暴言をはき、高村の鑑定そのものが予断と偏見にみちみちたものであることを自己暴露した。

そもそもこの高村なる人物は、かの三億円事件で「犯人」にデッチあげられた草野氏の筆跡を犯人のそれと「致」すると「太鼓版」をおし、事実をもってみごとにくつがえされたという経歴をもっており、その一点だけでも鑑定人としての生命を終えてよいはずのところを、なおも恥知らずにこの職にしがみついているというデタラメ男なのである。

午後に入つて集會は、解放同盟関東オクルグ団の埼玉班、群馬班、長野班、東京班の活動報告、東京都連、長野県連、埼玉県連、大阪府連、奈良県連、広島県連、山口県連、福岡県連、佐賀県連、愛媛県連、徳島県連、香川県連、の各代表の決意が表明された。

行ない、「十五日は局面を決定する重要な闘いであり、今日を倍する闘いを準備しよう。十五日へむけ、十四日の共立講堂での講演集會を成功させるため、全都民に訴えてほしい」と提起した。全参加者はこの提起にこたえ、十五日に総力をあげてとりくむ決意をうち固めたのである。

十五日二月結審を粉砕

決死の糾弾闘争で

高村筆跡鑑定の出鱈目さ暴露

十五日の公判闘争は、井波の二月結審策動を許すのか、それともそれを粉砕し、弁護側の提起している「検察側の全証拠の開示」、「弁護側申請の民間証人の採用」を認めさせるべく、井波を徹底糾弾して闘いぬぐのか、その帰趨を決する重要な闘いとしてむかえられた。

この決定的局面にあたり、部落解放同盟は急拠全国から多数の動員をかちとり、また全国部落研連全国支持共闘など各組織も八日を上回る大衆的結集をかちとつたのである。

次に労働組合として自治労大阪

大宮青年部、東大核研職組、東水労、都職労渋谷支部が発言し、とくに東大核研職組は、日共の妨害をはねのけ、狭山差別裁判糾弾、石川一雄氏即時奪還の決議をかちとつたことを報告した。

解同署名70万突破

さらに全国同和教育研究協議会、全国部落解放研究会連合、全国支持共闘会議、「障害者」自己解放の闘いを闘っている「障害者」として田村公一氏、などから決意表明が行なわれた。とりわけ、田村氏は、ある施設において弾圧の真只中で狭山差別裁判徹底糾弾、石川一雄氏即時奪還の署名を二十名集めたことを報告し、「障害者」は自らを階級闘争の場におき、あらゆる差別と闘い、日本革命の主体となつてこそ、「障害者」解放の主体ともなり得る。その観点から差別裁判を糾弾し、石川青年を奪還するまで闘う」と力強く決意表明した。

再び公園内で戦闘的デモ・糾弾闘争をくりひろげたのち、総括集會にうつった。

西岡中執が十四日に行なわれた解放同盟中

中央委員会の報告、百万人署名が七十万名に達したことの報告を行ない、朝田委員長が、全国水平社以来五十年目にあたる今年こそ、解放同盟と解放運動の質的飛躍が問われているとの提起を行ない、全体の拍手で確認したのち、弁護団の紹介と佐々木哲蔵弁護士による公判報告が行なわれた。

全体の緊張がみなぎる中で、佐々木弁護士は二月結審の策動がうち破られたことを告げた。

また山上弁護士は今後の展望として、「井波は何としても四、五、六月集中審理で早期結審にもちこもうとしたが、われわれの正論に反論できず、四―六月二回づつ開廷ということになった。これは石川君をはじめわれわれの闘いの一歩前進であり、公判をわれわれのスケジュールにのせる地歩を獲得した。闘いはいよいよこれからで、六月へむけ万全の態勢をとってほしい」と鮮明に提起した。

最後に二月結審粉碎の地平にふまえ、いよいよ激化する井波と敵権力との鋭い対決にそなえ、徹底糾弾の思想で武装し、石川一雄氏即時奪還のために闘いぬく決意を全員がうち

固め、上杉解放同盟書記長の音頭で団結がばらう／＼を三唱し、二月公判闘争の全過程を終了したのである。

二月結審強行の断念を余義なくされた井波は、四―六月の集中審理―十一月判決の野望を捨てたわけでは全くなく、そのためのあら

ゆる術策をめぐらせてくるに違いない。明確に、六月結審を許すか否かが、十一月死刑判決粉碎、狭山差別裁判糾弾・石川一雄氏奪還の当面する最大の分岐である。総力あげ六月結審を粉碎せよ。

狭山差別裁判実力糾弾石川氏即時奪還

四月公判闘争報告

井波の「九月結審」攻撃を粉碎せよ

狭山差別裁判実力糾弾、石川一雄氏即時奪還四月公判闘争は、十五、十八の両日、日比谷小公園と東京高裁判廷における、差別裁判長井波と国家権力に対する大衆的糾弾闘争として闘いぬかれた。

十五日二千、十八日三千余名の結集をかきとり、戦闘的部落青年と部落女性を先頭とする天をもつくばかりの戦闘的、大衆的怒りの

糾弾は二月公判闘争の決定的地平をひきつぎ、さらに発展させるべく、井波と高裁に集中された。とくに、十六、十七日長野で全国婦人集會を成功裏にかちとり結集した部落女性の闘いは、全国水平社以来の解放運動を支える柱となってきた女性の自己解放性にみちた姿をほうふつとさせ、その戦闘的な熱気は高裁を圧倒した。

いやそれにまして、石川氏の闘いは、石川氏と部落大衆、労働者、人民を分断しようとする権力の悪らつな陰謀を糾弾し、井波の十一月死刑判決へむけたまき返しに決死の闘いをくりひろげ、公判闘争の重要な局面をきりひらいた。こうして四月公判闘争は、二月公判闘争の圧倒的地平をひきつぎ、六月結審粉碎・高々とかかけ、獄中の石川一雄氏と部落大衆、労働者、人民の団結はますます固く、石川氏の無実と差別裁判としての本質はますます鮮明となり、井波をして「六月結審」を断念せしめた。

しかし井波は、「十一月死刑判決」の方針をますます強固にし、そのために「九月最終弁論」結審の方針を絶対ゆるすことのないものとして公然と大上段にふりかざしてきた。すなわち、弁護団に対して「九月中に最終弁論をおえたい」と通告してきたのだ。この井波の「九月結審」路線こそ、権力にとつてもはや一歩も退くことのできぬぎりぎりのタイム・リミットであり、この粉碎をめぐって彼我の決戦的対決は不可避となった。

すでに敵権力と井波は、この四月公判で二

月公判の失地をいささかなりともばん回せんと必死のまき返しにでてきた。石川氏と部落大衆、労働者、人民を分断しようとする露骨な策動、大衆的糾弾闘争の圧殺をねらった機動隊の弾圧は従来にまして威丈高となり、権力による証人への工作が行なわれ、井波ますます露骨に証人に「助け舟」を送り、強権的訴訟指揮で石川氏、弁護団に対する敵意をむきだしにし、ついに傍聴者の二名を退廷させるという暴挙にまでいたった。

そして二月か四月の闘いでさらに追いつめ

られた井波は、六、七、八月集中審理―九月結審の路線を提起してきた。それは、井波の退官前に何が何でも死刑判決を強行せんとする危機意識のあらわれであるばかりか、日帝のアジア侵略と侵略体制構築へ向け、狭山差別裁判実力糾弾、石川一雄氏即時奪還の闘いの中から胎動を開始した侵略と対決し日帝を打倒する部落解放運動をおしつぶし、石川氏を闇から闇へと葬り去り、逆に部落差別と人民分断支配を強め、民衆を侵略へとかりたてるといふ攻撃の切迫性を、したがって今日の日帝の危機の深刻さを井波自身が体現してい

るがゆえに、ますます兇暴かつ硬直した路線としてうちだされてくる。そのことは、九月公判闘争がこの闘いの帰趨を決する決戦的段階に突入するということのみならず六、七、八月各二回ごとの公判一つ一つが、この「九月結審」を許すか否かを決してゆく重大な闘いであり、どれ一つとして力をゆるめることのできぬギリギリした闘いとなることを意味している。狭山差別裁判糾弾闘争はいまや、決戦的死闘の段階に突入したのだ。

この井波の公々然たる攻撃の前に、もはや、日共のいう「公正裁判」要求の無力さと犯罪性はあまりにも明白であり、石川氏の無実とこの「裁判」の差別的性質を鋭くつき出した「狭山差別裁判実力糾弾・石川一雄氏即時奪還」の闘いの真価が問われている。そしてその貫徹のための闘いが、とりわけ九月結審策動粉碎の闘いがいままでの闘いの延長線上になくしてはならない。

とりわけ六月公判闘争の大爆発こそ、二月―四月で実現された大衆の高揚をうけつぎ、さらに飛躍させ、「九月結審」を粉碎するため

の決定的カギである。

われわれは、いまこの日から、さらに多くの労働者、人民に狭山差別裁判の真相と本質を明らかにし、公判闘争の切迫性を訴え、六月公判闘争の戦闘的、大衆的爆発怒りの糾弾闘争の実現のために準備を開始しなければならぬ。四月公判闘争で示された石川氏の不退転の闘いに応え、「九月結審」を粉碎し、石川氏即時奪還すべく新たな決意で闘わねばならない。

四月十五日

井波「九月結審」打出す

「11月死刑判決」へ必死の攻撃

四日公判闘争第一日目、十五日の闘いは、二月公判における一万五千の大衆的糾弾闘争に恐れをなした権力の大圧迫の中で開始された。権力は早朝から多くの装甲車と機動隊をくり出し、解同のノボリや横断幕等を撤去させるという暴挙に出たのである。

しかし井波の六月結審を許さぬという固い決意のもとに決起した二千の大衆は、その熱

気ですでに権力を圧倒した。

日比谷小公園での集会はかかる戦闘的雰囲気の下に開始され、まず解放同盟朝田委員長から四月公判闘争開始にあたってのあいさつが行なわれ、六月結審紛争に向けて重大な闘いを準備しなければならぬことが強調された。石川氏の両親の紹介、父富造さんのあいさつにつき、傍聴団を代表して八木中執から、石川氏の無実の主張を貫くため法廷で闘うとの決意が行なわれ、傍聴団が「差別裁判うち砕こう」の歌とともに送り出された。

上杉書記長から二月公判闘争を頂点とする今までの闘いの総括、今後の展望がのべられ、それをうけて部落解放同盟各都府県連からの活動報告と決意表明が行なわれた。おりからふりしきる雨をものともせず、埼玉県連、東京都連、群馬県連、大阪府連、奈良県連、京都府連、兵庫県連、岡山県連、広島県連、山口県連、徳島県連、高知県連、愛媛県連、香川県連、福岡県連、佐賀県連の各代表が、二月公判闘争の戦闘的息吹きを各地区へもち返り、狭山闘争を部落の全大衆の課題とするため着実に闘いぬいている報告、日共、同和会

等との闘いの報告が力強い熱気をもって行なわれた。

さらに支持団体の決意が行なわれ、とくに全国部落研連は、「井波の六月結審—十一月死刑判決の野望は、自衛隊沖繩派兵、釣魚台略奪という形で具体的に開始された日帝のアジア侵略へむけた人民分断支配—部落差別強化の最重要の環であり、したがってこれを粉碎する闘いはアジア侵略と対決し日帝を打倒する部落解放運動の質をもって闘われねばならない。現在日共は、権力に「公正裁判」を要求できるかのような幻想をふりまき、徹底糾弾闘争をおしとどめようと、しており、反革命差別集団カクテルは、法は支配をスムーズに貫徹するため被支配階級の支配を反映する」などと司法への幻想をあおりたて、狭山差別裁判を「差別ではない」と主張し、さらに「今日の独占資本にとって『部落』は必要のないものとなる」などと、日帝を近代主義的に讚美し日帝の侵略と部落差別に屈服する悪質な差別主義となりはてている。われわれは、かかる輩を粉碎し、四月—六月結審を決死の闘いで阻止しなければならぬ」と鮮明に提起

地図のデッチあげ性暴露

午後の闘いはまず、山上弁護士による午前中の公判報告で開始された。

午前中の公判では①上野東邦大学教授の証言により、石川氏が警察で書いたとされている地図のうち二枚は明確にあらかじめ固いもので書かれた跡(筆圧痕)をなぞられたものであること、また地図の中には正確ですら書かれたもの、幼稚なものなどさまざまであること、したがって地図が警察によってデッチあげられ強要されたことが明らかとなり、石川氏の無実はますます不動のものとなった。

②しかし井波は、上野証人が二枚の地図に関してしか筆圧痕の形跡を明確に指摘していないのを逆手にとって、こともあろうに「全体としてはそうとはいえないのですね」と証言を意図的にねじまげる暴言をはき(これに對して上野証人は井波の暴言を明確に否定)

③六月公判以後、七、八月各四回ずつ計八回の公判をいれ、九月には最終弁論をおえたという意向を露骨にしたのだ。

この公判報告に、全員は井波に対する怒りを新たにし、展開されたデモはふりしきる雨と寒風につき、糾弾の声はひときわ鋭く高潮を撃った。

午後の公判は四十五分間でおわったが、ここで石川氏が、この日の出廷にさいし渡り廊下の公園側の窓を看守の人垣によって意図的にふさがれ、小公園に結集した大衆と分断されたことを鋭く暴露糾弾、権力のあせり追いつめられた姿をあげた。しかしこれに対しても井波は「聞いておく」と聞きながし、問題をやむやみにしようとしたのである。

総括集会では、井波が七、八月四回ずつの公判期日をいれようとしてきたことを重視し、九月結審の野望を絶対粉碎するため十八日の公判闘争にはより大衆的決起を実現することを全員が誓いあった。

18日

解放同盟

婦人部先頭に三千

石川氏権力の分断攻撃糾弾

石川氏、出廷拒否で抗議

十八日の公判闘争は、被告の石川氏が出廷していないという事態の中で開始された。十五日の公判廷で石川氏は、看守による石川氏と日比谷小公園の部隊との分断攻撃を鋭く糾弾したが、これに対して十七日東拘で、当局による報復的「取調べ」が行なわれ、石川氏がなぜ分断したのかを追及すると、解放同盟の中には一部過激派がいる。君が姿をみせると彼らを刺激する」という、許すべからざる暴言をはいのたのだ。石川氏がかかる権力の分断と弾圧と差別暴言に対する抗議と糾弾の出廷拒否闘争を闘いぬいたのだ。

この闘いは、井波の公然たる九月結審の提起—十一月死刑判決の野望に対する石川氏の決死の反撃でもあった。そうであるがゆえに井波は、この石川氏の闘いを抹殺し、「被告が来たくないといっている」などと通告しただけで、石川氏欠席のまま審理を強行したのである。

「九月結審」策動を糾弾

一方日比谷小公園ではこの石川氏の不退転の闘いと連帯し井波の九月結審攻撃を糾弾する部落女性を先頭とした三千余名の総決起

集会がかちとられた。十六、十七日、長野県で全国婦人集会を三千名の結集で圧倒的に成功させた婦人達が、大挙結集し、全国水平社以来の部落解放運動を支えぬいた女性の闘いの戦闘的息吹きで会場全体を圧倒した。

集会はず、部落解放同盟松井副委員長が「十五日公判でうち出された井波の九月結審の策動は、何が何でも死刑判決を行なおうという意志表示である」と糾弾し、この闘いを早急に全国的課題としなければならぬと訴えた。

石川氏の両親のあいさつにつづき、傍聴団を代表して朝田委員長が、この日の公判は井波が「九月結審」を打ち出した後はじめての公判であり極めて重要であることを指摘、徹底的に闘うと決意表明し、全体の拍手で傍聴団が送り出された。

つづいて、十六、十七日の全国婦人集会の報告、各地、各部落における婦人の狭山差別裁判糾弾闘争へのとりくみ、決意などが、解放同盟各都府県連婦人部代表から表明された。長野県連、埼玉県連、京都府連、広島県連、徳島県連、高知県連、岡山県連、大阪府連、鳥

取県連、山口県連、香川県連、滋賀県連、福岡県連、東京都連、佐賀県連、奈良県連の各婦人部代表は、婦人の狭山闘争へのとりくみの現状、この闘いを通して部落解放運動の主体としてより多くの婦人が自己を自覚しつつあることを生き生きと報告した。

全国婦人集会で決議された厚生省、東京高裁井波裁判長への要求書を手わたすための代表団を送り出し、沖青委、全国被青同、全連大阪、「障害者」解放闘争を闘っている田村公一氏、婦人民主クラブ等支持団体の決意表明がなされた。

昼休みの全国部落研連と全国支持共闘の独自集会で、この日の公判に石川氏が出廷を拒否していること、井波は石川氏欠席のまま裁判を強行していることが報告されると、会場にいた多くの人々の中から怒りがまきおこり、全国部落研連と支持共闘の「石川氏欠席のまま審理強行を許すな」のシュプレヒコールには多くの婦人達が唱和したのだ。

午後集会には、樺島正法弁護士による午前中の公判報告で開始された。その中では、①井波は弁護側の新しく申請した証人について

ほぼ採用するが、七、八月各四回づつの法廷で九月には最終弁論II結審にもちこむ方針をうち出してきた。交渉の結果今日の段階では七、八月二回ということになったが、さらに追加期日を入れようとする事は明らか。

②石川氏は本日出廷を拒否している。の二点について報告され、井波の「九月結審」の野望と強権的訴訟指揮に対する怒りが爆発した。

石川氏と連帯し 婦人先頭にデモ 午後の傍聴団を送り出したのち石川氏の出廷拒否の闘いの報告がより詳しく行なわれ、石川氏と連帯し即時奪還する決意を全員がうち固め、公園内デモに移った。婦人の圧倒的隊列を先頭に、三千の力強い足音は公園全体をどろかせ、縮みあがった機動隊とは対称的に、意気軒昂たる戦闘的デモがくりひろげられた。

厚生省に対する要求書提出の闘いが報告され、支持団体の決意につづき、大阪府連婦人部長川本竜子さんの司会のもと、各都府県連婦人からの自発的発言が続々行なわれ、初めて狭山公判闘争に参加した女性の感動と決意

自ら結婚差別をうけながら、二度と自分のような人間を出さまいと解放運動にたち上った女性の闘う決意などが生き生きと表明され、全体の共感をよんだ。

午後の公判をおえ、総括集会が開始された。まず樺島弁護士が公判報告を行ない①中田善枝さんの兄中田健治証人の証言は、重要な質問になると「忘れました」と言いのがれて、権力側の証人と全く同じ対応を示した。今日は一応うちきり、次回に再度尋問することになった。

②中田善枝の姉登美恵さんの内縁の夫であったといわれる山下はつお証人は、さらにひどく、登美恵さんの葬式が行なわれたかどうかについてさえ「記憶がない」という始末で、一方では検事の質問にははつきり答えていることとあわせて、事実上の証言拒否が行なわれたことは明らかである。

③この点についてさらに追求すると、井波は「このまま先に進めていいだろう」と証人を援護し弁護活動を露骨に妨害する訴訟指揮を行なってきた。

さらに松本弁護士が報告し、④石川氏が発

言を求め、十五日公判における看守の分断攻撃、東拘当局による報復的「取調べ」に対する抗議を行なおうとすると、井波は「あとで上書を出すように」と発言を認めず、「自分には関係ない」という態度を露骨に示し、看守と東拘の行為を事実上追認したことが明らかにされた。

六月公判闘争の大众的爆発を

山下弁護士から六、七、八月公判の期日が報告され、石川氏の両親のあいさつに続き、最後に上杉書記長が四月公判闘争の総括を行ない、井波の「九月結審」を明確にふりかざした攻撃を粉碎すべく五月全国大行進、六月全国青年集会をバネに、六、八月公判闘争に大結集をかちとるとともに全国的闘いとす

るためにねばり強い闘いを展開しよう提起した。全員が、井波と日帝の絶対ひけぬタイムリミットとして設定してきた九月結審を粉碎すべく、新たな不退転の決意で闘いに突入することを確認し、四月公判闘争の全日程をおえた。

六、八月公判期日

- 六月十五、十七日
- 七月二十二、二十七日
- 八月二十六、二十九日

いずれも東京高裁にて



日帝のアジア侵略体制 封建的「社会的身分」差別の強化を 粉碎せよ!

——狭山差別裁判糾弾闘争の勝利のために——

水 島 道 夫

法律上における部落民への 封建的「社会的身分」差別を撤廃せよ

明治四年のいわゆる「エタ解放令」が戦前において、官憲みずからの手によって、あるいは壬申戸籍、行政的布達、または、裁判における判決文等において実質上無効に掃せしめられ、それらが、部落差別の法的根拠づけを行なってきたのであるが、戦後の現行憲法等においてそれは、きわめて反動的に受けつけられているのである。この事実、日共系、社民系、融和系のいっさいの部落問題

の解説者の通説——部落民は法律的には解放されているが、経済的にその解放の条件が保障されなかったので、差別が残った——を根底から否定するものである。

差別的賤称を廃し、身分、職業とも平民同様とした解放令——太政官布告そのものは現在旧法のいっさいとともに無効であるが、それに代って部落民の直接の身分上の運命に関してわれわれの得たものは、憲法第一四条をはじめとする以下の各法律である。

①(イ)憲法第一四条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(ロ)華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

(ハ)荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。」

②労働基準法第三条「使用者は労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」

③(イ)教育基本法第三条「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

(ロ)国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して奨学の方法を構じなければならぬ。

④国家公務員法第二七条「すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第五号に規定する場合を除く外政治的意見若しくは政治的所屬関係によって、差別されてはならない。」

⑤地方公務員法第一三条「すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって、又は第十六条第五号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所屬関係によって差別されてはならない。」

⑥労働組合法第五条四「何人もいかなる場合においても、人種、

宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。」

⑦職業安定法第三条「何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によって、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定めのある場合は、この限りでない。」

⑧(イ)人権擁護委員法第六条の6「人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第七条第一項第四号に規定する場合を除く外政治的意見若しくは政治的所屬関係によって差別されてはならない。」

(ロ)人権擁護委員法第一二条の2「人権擁護委員は、その職務を執行するに当つては、関係者の身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは政治的所屬関係によって、差別的又は優先的な取扱をしてはならない。」

⑨民生委員法第一五条「民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。」等である。

この他には昭和二十一年、厚生省令第二号に「労働条件ニ関シ、其ノ国籍、宗教又ハ社会的地位ノ故ヲ以テ当該労働者ニ対シ有利又ハ不利ナル差別的取扱ヲ為スコト」を禁じたものがあつた。

これらは一見して差別を禁ずるといふきわめて民主的な法令であるかのごとくであるが、しかし例えば憲法第一四条を検討すると、「社会的身分又は門地」は「人種、信条、性別」と並べられて、「政治的、経済的、社会的関係において差別されない」となっているけれども、しかし前者「社会的身分又は門地」は、後者の「信条」「人種」「性別」とは並列することのできない、歴史的段階のまったく違う概念なのである。すなわち後者は、ブルジョア社会において当然存在する、というより積極的にそれぞれ自己主張するものであり、その存在と闘いは肯定的であるが「社会的身分」(これは明らかに近代的な資本家、労働者という階級ではなく、エタ非人などを指すものと一般的に解釈されている)という存在そのものは、この近代社会には、あつてはならないものなのである。だからこそ、憲法第一四条②は「門地」について「華族その他の貴族制度はこれを認めない」としているのである。(当初の憲法草案はこの華族制度を温存しようとしていた)

したがって前者の「人種、信条、性別」に関しては政治的、経済的、社会的に差別されてはならないとすることでブルジョア的には十分合理的であるが(むろん帝国主義の体制を根本から打倒しなくては差別はなくなるが)「社会的身分」に関していえば、差別してはならないと規定しても、差別の実体的存在を認めているから、それから生ずる差別事象を禁ずるといふ自己矛盾的な不徹底さ、法の自己空文化を免れないのである。部落民という「社会的身分」

はこれを「社会的事情によってなれば永久的に他人と区別される地位」として部落民を具体例にあげている。

かつて最高裁は、尊属にたいする傷害致死罪についてより厳しい特別な罪科を主張する検察側を支持し、憲法第一四条に関して次のごとく判決を言い渡した。「……しかしながらこのことは法が、国民の基本的平等の原則の範囲において、各人の年令、自然的素質、職業、人と人との間の特別の関係等の各事情を考慮して、道徳、正義、合目的性等の要請により適当な具体的規定をすることを妨げるものではない」(最高判、昭二五・一〇・一一 刑集四卷一〇号二〇三七頁)「各人の年令、自然的素質」とともに、「職業、人と人との間の特別の関係」も刑の重さによって刑の軽重が計られ、孝をなすべき親への犯罪がより重くなれば、やがて部落問題という「人と人との間の特別の関係」も刑の重さ、人権の軽さをきたしてくるに違いない。社会的身分によって差別されなるといっても、現実の法とその解釈はこのとおりなのである。

例えば、「各人には……事実的差異が現存するのであるから、一般法規の制定又はその適用において、その事実的差異から生ずる不均等があることは免れ難いところである。そしてこの不均等が一般社会観念上合理的な根拠のある場合には平等の原則に違反するものとはいえない」(最判昭和二五・六・七)や、さらに憲法第十四条一項について「国民に対し絶対的な平等を保障したものでなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差

は華族制度などとともにその存在そのものを廃止することによってのみ、第一四条の合理的首尾一貫性をまっとうすることができたのであった。「政治的、経済的又は社会的に差別されない」といってもそれ自身「政治的、経済的又は社会的」身分差別の実体である「社会的身分」の存在が撤廃されなかつたのである。

三

そこからこの第一四条は、逆に他の諸法律と同様の規定条項とともに、「社会的身分」の積極的承認という反動的意義を体することになる。

『憲法事典』(昭和三六年、東北大学教授清宮四郎)の解説によれば「社会的身分」とは「自己」の意思をもってしては離れることのできない固定した地位である。そして「華族、士族、平民、部落出身者、帰化人の子孫、前科者、破産者等のステータス」という説を紹介し東大宮沢俊義教授の『日本国憲法』(昭和三〇年)によれば「社会的身分」とは「出生によって決定される社会的な地位または身分をいう」たとえばいわゆる部落出身者とか帰化人の子孫とかいうのがこれである」と差別的に説明している。

憲法学者の大家は、かくのごとき身分の存在が、ブルジョアの原理に背反しているかどうかは問うところではない。

労働基準法第三条の「社会的身分」について、布令発基第一七号(昭和二年九月一三日)は「社会的身分とは、生来の身分例えば部落出身のごときものをいうこと」と解釈し、また昭和四年九月二五日、労働省発行の「労働基準法手続便覧、諸手続とその解説」

別的取扱をすることは、なんら……法条の否定するところではない」(最判昭和三九・五・二七)というような判決にみるように憲法の平等の趣旨を根本から歪曲、否定さへまかり通っているのである。さらに狭山差別裁判をはじめ、無数の司法権力による差別事件、弾圧、行政各機関、立法機関、軍隊、学校等の公的機関における差別は、こうした部落民の法的地位——封建的「社会的身分」差別の実際の、具体的様相であり動態に他ならない。興信所や企業等の民間における差別もこのうえに展開されるのである。

われわれの課題

一

われわれ部落民の今日における第一の実践的課題は、したがってこの法律上の「社会的身分」そのものの法制的解消であるが、それは、法令の条文からこの字句を抹消することによってではむしろなく、その社会的存在そのものの撤廃、部落民の解放によってである。戦後のアメリカ占領軍のごとく、部落民の解放が、その名称や、同和予算の廃止によって達成されるかのごとき巧妙な欺満的空論を要求するのではない。憲法上において、はっきりと封建的な政治的、経済的、社会的、文化的な部落民の生活保障と人権の回復の規定ががちとられるべきである。

さらに、いっさいの権力機構の犯す差別政策事象の徹底的掃滅が問われ、一般人民の思想的変革と民主化が徹底されねばならない。これらのことはアジア侵略に乗り出した帝国主義の現在の日本に於

ては、到底達成されうべくもない。部落民は解放闘争のなかで、プロレタリアとともに帝国主義を打倒し、プロレタリア独裁権力をうちたてて始めて、この実践的課題の解決に着手することができにすぎないのであり、そしてこれ自身、部落差別の全体的解決手段、政治権力の獲得、生産手段の奪回の一つなのである。

けれども、現実的に憲法第一四条や、これに類する他の法令の条項をわれわれは利用することはできる。差別身分に対して差別してはならないという矛盾した規定ではあるが、部落民の主体的団結力の強固な時は個別的差別事象や政策を一時的に糾弾し停止させるテコとして各法令は十分有効である。

しかしけっして差別そのものの根絶をこの法令によつてはかちとすることは不可能であることを実践家は知るべきである。

「門地」の最大最高のものである皇族が象徴天皇制として強固に編成され、部落民が「社会的身分」として位置づけられている現憲法——現体制下において部落民は自己解放の法的根拠がないのである。

部落民の解放の事業は必然的に反体制的であり、闘いは必然的に自主解放以外にないのである。

二

さて、狭山差別裁判糾弾闘争は以上のごとき考えのなかで闘われる。権力による部落民への封建的「社会的身分」差別の一動態である、この具体的差別事象への糾弾闘争は、けっして個別的部分的であつてはならない。無罪判決や法務大臣の陳謝の一片の通達や責任

者退進問題でのみかたをつけてはならない。

われわれは狭山の闘いを歴史的に重視せねばならない。この闘いは、一九三三年戦前の高松の差別裁判糾弾闘争と類似した歴史的位位置におかれている。この詳しい分析は『荊冠』No. 4 においてなされるがなによりも両者が、日帝の本格的なアジア侵略体制にのめり込んでいく過程のなかで闘われ、この闘いの勝敗と、その内容のいかんによつて部落解放運動そのものが、存亡所を代わる重大な岐路に立つという点においてである。

この狭山の闘いは今や要求闘争に埋没し、「巧利主義」「水ぶくれ」「部落特権主義」というまでに問題をだしてきている解放運動をいかに感性鋭い、権力と猛烈に闘う差別糾弾闘争に転化発展させるのかが問われているのである。この問いの第二の實踐的解答は、狭山の闘いの勝利、無罪と石川奪還を現体制の部落民への差別的法制度の全面的解体の大衆闘争の枢軸に位置づけることであり、「公正裁判」や「差別裁判のとり消し」という法廷内の闘いに軸点を置いては、廷内での闘いすらも不活発に終るであろう。今、公判のなかで井波や検察側が露骨な居直りや暴論をはいても、法廷は依然として死んだように静かに波だたないのは、弁護側のたんなる情熱不足や技術上の拙劣にあるのではなく、大衆闘争とそれを起す闘いの戦略的方針がきわめて低く矮小であるからである。「狭山差別裁判とり消闘争については、裁判に勝利することだけが、われわれの目的でないことを明確にとらえてほしいと思います。公判闘争ももちろん大事ですが、そのみに目をうばわれてはならないと考えます。やは

り、ここでも、労働者を中心とする全国民に、この差別裁判の本質をどう理解させるか、にありますし、それによらなければ、また、裁判に勝利できないと考えます。」

我々は、このような悠長な日和見主義演説に断固反対する。狭山闘争の要めに公判闘争を徹底的にすえおき、これに勝利することのみを第一の獲得物に設定し、単なる国民の認識によつてではなく、大衆的実力闘争でもって帝国主義の差別裁判をうち砕くことを絶対的の方策として立てて、闘うのでなくてはならない。権力の部落を犠牲にした差別、分裂策動の攻撃が、かえつて部落民の政治的自覚を高め、人民の団結を固め、歴史の変革の主体に日本人民を転化成長させるものにならなくてはならないのである。

現代の解放運動は、部落民は法的には解放されている、だから経済的実質をかちとる闘いが重要であるというふうに全体として経済闘争として低められてきたし、また、戦前の高松の闘いにおいても、「部落施設要求こそは差別撤廃の基本的な闘争である」というふうに糾弾要綱に示されているように、司法権力への闘いが、権力打倒という方向ではなく経済施設要求に転化されるなかで闘われてきた。

一九三四年七月に発行され、今なお解放運動の原典として称賛され学習されている『部落委員会活動に就いて』は、三三二年テーゼの部落版としてわれわれは批判するものであるが、そのなかに示された高松の闘いの勝利をいかに経済主義的に矮小化しようとしていたか次の文章によく示されている。「かかる差別事件の頻発は部落大衆の異常なる憤激と反抗とを昂めずには置かない。高松裁判所事件以

来それは一層の尖鋭化を示している。殊に文化的に遅らされている結果、理性よりも感傷性が強いためその憤激は或は熊本県下におけるがごとき傷害致死事件さえも併発した。

従つて部落大衆の感傷性が強ければ強いだけ、差別に対する憎悪と反抗は強烈で、糾弾闘争には無条件的に参加する要素を持っている。しかしこれら部落大衆が糾弾闘争に参加するのは、如何にすれば差別がなくなり、われわれのヨキ日が来るか、というような目的意識性から出発するのではないから、勢の赴くところむしろ反動的結果さえ招来することが屢々である。このことは当然、身分関係に向けられるべき反抗を脇道にそらせ、部落大衆の文化的経済的水準を高める闘争——身分関係の圧迫のため、日常生活の全領域にわたる今日非常に惨めな地位に落されている。それに対する闘争のみが部落大衆を決定的に解放に導くというこの理解を困難ならしめている。部落民の尖鋭な差別への大衆的怒りを帝国主義打倒、現体制の根本的転覆に指導し組織しえず、これを反動的に押えこんで、「文化的経済的水準を高める闘争」に閉じ込めていったのである。

三

そして、今我々が特に重視せねばならないのは反革命差別集団、カクマルらの部落問題抹消理論である。カクマルは「農村における封建制、地主制などを解消していく方向にある今日の日本独占資本にとつて部落は必要のないものとなり、部落問題として存在する基盤を失うであろう。」とか「資本制社会において差別されること自体は、消滅する。」「部落民は明治維新を通じ日本が資本主義社会に移

行する過程です。封建制の本質である身分秩序からは解放された。」「部落問題＝差別とは、なんら封建的遺制の問題でも身分の問題でもない。」「就職の機会均等、居住の自由などの問題は、何ら革命的課題ではない。」「差別——被差別のシエーマはナンセンス。」「狭山差別裁判は差別とは感得出来ない。」「以上「早大解放研」などという悪質な差別キャンペーンを展開している。一見「科学」的で理くつっぽいこの理論は、聞いて現に差別を受けて苦しんでいる部落大衆を「プロレタリア的意識がない」などといってあざ笑ひ、差別の存在を否定し日帝を弁護し、この部落民の闘いを解消することを要求する極めて弾圧的、反革命的言辭なのである。部落問題という日帝に組み入れられた封建遺制の残存はカクマルの非人間的、差別的恫嚇にはやっかい物であり、あつてもらいたくないものであり、したがって存在しないものである。部落民は、日帝を打倒し自己解放する前にかくの如き反革命的汚物をせん滅しなければならぬ。又、このカクマルとよく似た反革命分子「ヒューガ」(日向)という一派もまた「明治維新によって封建制度は解体した」ので「部落差別の存在は封建的感情、思考の存在である」とか、「差別——被差別の構造の固定化」反対とか民族問題や部落問題などと「独自利害のそれ自体の組織化」はプロレタリア革命を「阻害し圧殺する」ので、「プロレタリアートの普遍的階級的利害」に「統合」すること、要するに部落を「絶滅」することをこの反革命分子は叫んでいるのである。日帝の侵略と差別のかたまりである同対審査会を支持する宮下右派の反革命的核であるこの「ヒューガ」こそ絶滅されねばならぬ。

らないではないか。
現実には部落問題があるのにその存在を認めない彼らは、その理論を一貫するためには部落解放運動を妨害し、解消させ、部落そのものの「絶滅」を図ろうとするであろう。それはナチスの反ユダヤ主義の差別と虐殺への道の最も近くにあるのである。
帝国主義のますます反動化する治安弾圧、差別政策、これがアジア侵略にむかう日本帝国主義の侵略体制——内乱的予防の要諦であり、これを阻止し紛碎し反帝闘争に進撃する一軍団として差別糾弾部落解放闘争は闘われねばならない。だから第三の実践的解答は、狭山の闘いの勝利は、日帝のアジア侵略戦争と断固として敵対し、侵略戦争を内乱へ革命戦争へ転化するという闘いの質を獲得するのなくてはならない。今日の状況においては狭山の闘いの勝利で満足する青年は、せいぜい戦闘的融和主義者の域をでるものではない。一九三七年、高松闘争の勝利の数年後、全国水平社は、松本治一郎をはじめとして日帝の戦争体制に屈服し、アジア侵略に加担した。事実上水平社の闘いは終った。

要求貫徹の大衆闘争を主体的に担うとともに、いつさいの政治的攻撃、日帝のアジア侵略にたいしても率先して闘い抜く体質を、狭山の闘争の勝利は要求しているのである。実践的解答の第四は、以上のごとき体質と思想でうち固められ、大衆を強力に広く組織し抜く強固な中央集権的指導部と軍事的組織体制の確立である。

指導部はいかなる弾圧があつても屈服することなく、敵国家権力の暴力に対しては十分武装闘争でもって応戦し撃退しうる力を蓄積しなければならぬ。『解放新聞』を今の大衆はがっちり読み合わせを行なっているところがあるだろうか。毎日厳しい会議と点検が行なわれている支部が、あるだろうか。恒常的な宣伝活動は遂行されているかどうか。自己財政でもって十分闘える力をもっているかどうか。これはすべてである。かくのごときルーズな社民的運動の体質は、この狭山の闘いで克服されねばならない。敵の弾圧は急速であり、容赦されない。巧利的で地方分散主義的な組織を、共産主義的中核部隊でもって組織し直し、中央集中を徹底的、抜本的に遂行、××××、××××、××××などありとあらゆる武器を蓄積し、使用を熟知し、日常生活を軍事的に分隊小隊から軍団にいたるまで軍事的に戒律し、階級決戦勝利の使命に燃えたたねばならない。機動隊—カクマル—菊水会右翼ら反革命連合、K—K—K連合をプロレタリア—部落民—農民の連合せる鉄血でもって紛碎し文字通り内乱の死闘に部落青年は身を投じなければならない。狭山の闘いの勝利にむかう過程でわれわれはいつさいのなすべきことをなすであらう。



闘いのスローガン

全国部落青年戦闘同志会

- 狭山差別裁判実力糾弾！石川一雄氏即時奪還！
- 東京高裁の早期結審―死刑判決を許すな！
- 「死闘の六ヶ月」を勝利せよ！
- 同和对策審議会答申粉碎！一切の融和政策を拒否せよ！
- 警察・検察庁の部落民への差別捜査、不当逮捕、不当拘留粉碎！
- 裁判所の部落民を理由とする差別判決粉碎！
- 部落民への封建的「社会的身分」差別を撤廃せよ！
- 議会における差別言動を糾弾せよ！
- 選挙活動における差別的宣伝、妨害を粉碎せよ！
- 新聞、テレビ、出版物等の差別糾弾！
- 部落民に教育の機会均等を保障せよ！
- ごまかしの融和教育を粉碎せよ！
- 部落生徒、学生の解放運動の自由！
- 企業、資本家による部落民への就職差別、首切りを阻止せよ！
- 低賃金、不安定な就労条件を撤廃し改善せよ！
- 部落民に土地、山林を解放せよ！
- 入会（海）権、水利権の差別を撤廃せよ！
- 部落への差別行政糾弾！融和事業による部落の破壊、立ちのきを阻止せよ！
- 部落解放への抜本的行政対策を講ぜよ！
- 失対事業の打ち切り反対！
- 「合理化」「近代化」攻撃を阻止し、部落の零細商工業を防衛せよ！
- 長期、無（低）利子の資金を融資せよ！
- 部落零細商工業農漁業への税金を大巾に減免せよ！
- 所得、土地、家屋への課税を免除せよ！
- 部落の生活と健康を守れ！

- 生活保護、医療など社会保障を拡充せよ！
- 部落の道路、下水、側溝などの環境を整備せよ！
- 公設無（低）家賃住宅を大量につくれ！
- 隣保館、保育所をつくれ！
- 結婚差別反対！封建的家族制度解体！
- 女性に対する一切の差別、抑圧を根絶せよ！
- 部落民の団結―糾弾権を確立、防衛せよ！
- 解放運動への不当弾圧を許すな！
- 融和主義粉碎！部落解放・日帝打倒！
- 反革命差別集団カクマルをせん滅せよ！
- 沖繩奪還、安保粉碎・日帝打倒！
- 闘うアジア人民と連帯し日帝のアジア侵略を内乱に転化せよ！
- 沖繩のペテン的「返還」政策粉碎！
- 自衛隊の沖繩派兵阻止！
- 中国領土釣魚台略奪阻止！
- 入管法、外国人学校法の国会上程を許すな！
- 入管体制を解体せよ！
- 日韓条約、日華条約を粉碎せよ！
- 三里塚軍事空港実力阻止！砂川、北富士、能勢、全ての軍事基地演習場を撤去せよ！
- 自衛隊を解体し、兵士を人民に獲得せよ！
- 自衛隊の沖繩派兵、海外派兵を許すな！四次防を粉碎せよ！治安出動を許すな！
- 原水爆に反対し、被爆者の闘いに連帯せよ！
- 「障害者」への差別に反対せよ！
- コロニーを解体せよ！
- 天皇制の復活を阻止せよ！
- 建国記念日―紀元節を粉碎せよ！
- 靖国法案を粉碎せよ！
- 破防法を実力で粉碎せよ！機動隊をせん滅せよ！
- 闘う部落青年は全国部落青年戦闘同志会に結集し、部落解放同盟を強化せよ！
- 全国部落研連合を強化せよ！
- 日共の差別、分裂策動を粉碎せよ！
- 反帝国主義、反スターリン主義の旗の下、全ての人民は団結し、日本革命に勝利せよ！
- 日本革命をアジア革命の根拠地にせよ！

〈特別アピール〉

中国領・釣魚台略奪を断固許すな！

全国部落解放研究会連合

I はじめに

五月一五日本土沖繩を事実上の戒厳状態において始めて沖繩「返還」はなされた。だが、本土復帰・基地撤去・永久核基地化阻止・反戦平和」という沖繩県民が復帰にこめた営々切々たる要求は果して満たされたのか？

否！ 断じて否である！！

「第二のディエンビエンフー」に攻め昇るヴェトナム人民の不屈不撓・英雄的闘いに対して、日米両帝国主義の唯一の用途は、ますますもって県民の要求のことごとくを踏みにじって、沖繩を巨大な不沈戦艦・軍事監獄に打ち固める以外にはあり得ないのだ。

日帝・佐藤は、「沖繩「返還」にもかかわらず、ではなく、沖繩「返還」故にこそ、その道をつつ、走ろうとしている。

だがそれは日帝にとって眼もくらむばかりの死の飛躍を前提としている。ゴザ暴動（七〇年十二月二〇日）、沖繩「返還」協定強行批准阻止全島暴動（七一年十一月一〇日）、佐藤訪米阻止・日米共同声明粉碎十一月決戦（六九年十一月）、沖繩「返還」協定強行批准阻止

東京大暴動闘争（七一年十一月十四日、十七日）、沖繩「返還」政策粉碎首都総力戦（七二年五月十五日）——を高峰とする本土沖繩を貫く、沖繩奪還・安保粉碎・日帝打倒」を総路線とする闘いは、内乱死闘の時代を切拓き、日帝をして、城内平和なきアジア侵略」という恐怖の淵にたたき込んでいくのだ。

だからこそここに日帝は、危機のり切りの国民結集政策としては大破綻にひんしている沖繩政策を新たな次元で再編強化し、総じてアジア再侵略とそのための侵略体制構築のために一挙的突破口を獲得するものとしての巨大な攻撃をかけてきているのである。

そして、日帝の「七二年沖繩返還」政策こそ中国領釣魚台に対する略奪協定であり、「返還」の要めをなす自衛隊沖繩派兵こそ同時に釣魚台占領出兵であるという事実である。つまり「中国が日本領尖閣列島を略奪しに来るのを防衛する」という徹頭徹尾のペテン的宣言によって国益主義・排外主義を煽り、日本労働者人民をこれにまきこみ、侵略のための国民的合意をとりつけつつ日本帝国主義の

アジア侵略の一大橋頭堡にせんとしているのだ。

五月一五日に先立ち自衛隊は釣魚台をその防空識別圏に編入した。日帝は今や文字通り領土的軍事的略奪を敢行しているのである。

ゆえに日本労働者階級人民、部落解放運動にとって問題は一切の曖昧さなく厳然としてこう問われている。日帝のこの攻撃にずるずると屈して再びアジア侵略の尖兵に動員されアジア人民から搾り取った血の分前にあずかって「生きる」のか？それとも闘うアジア人民と連帯し日帝のアジア侵略を内乱へプロレタリア独裁樹立へ転化して断固闘うのか？と。

来たる狭山差別裁判弾六月公判闘争、六月全国青年集会において「日本帝国主義の釣魚台略奪阻止・日帝のアジア侵略を内乱へ」「石川一雄氏実力奪還・部落絶対解放・日帝打倒」の革命的スローガンが終始貫かれねばならない。これこそ侵略戦争に屈服させられた全国水平社の闘いの革命的復権を遂げる唯一の方針である。

II 釣魚台は中国領土である

釣魚台問題に接するにあたって、まず第一に断々固として確認すべき点は、釣魚台がまぎれもなく中国領土であり、無条件に中国人の主権に帰するものである、という点である。これは全過程を貫く不動の前提である。そしてこのことの侵略側である日本の労働者階級人民の側からの確認・論証・強力な宣伝が闘いの第一の出発点である。

そこでまずわれわれは侵略主義とペテンに満ちみちた日帝の主張

をおさえておこうではないか。（朝日・毎日等の商業新聞・社共・反革命カクマル・官下右派の一切の党派は実にこの日帝の論理と同一なのだ）

(1) 日帝の侵略主義とペテンにみちみちた「尖閣列島は日本領」なる主張

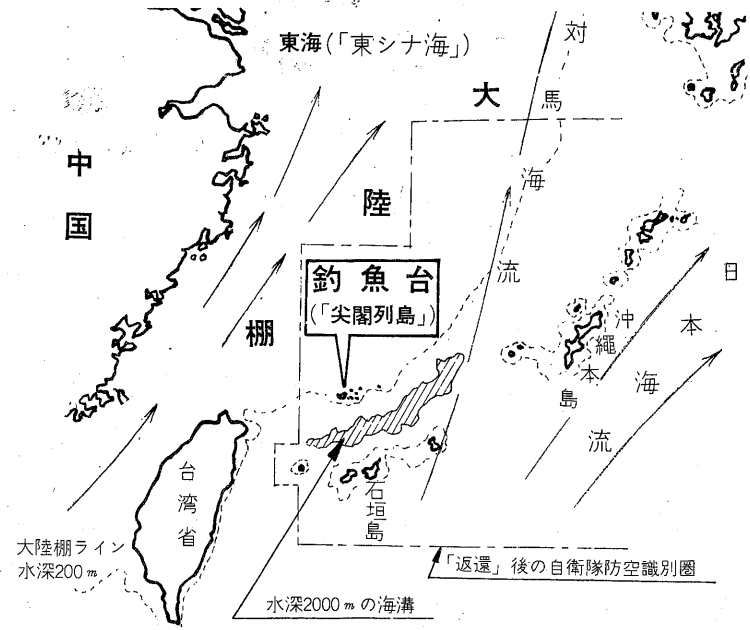
沖繩「返還」協定によって日本の施政権下に組み込まれる予定の区域内に中国領釣魚台が含まれていることに對し、中国人民の抗議がますます高まってくる中で福田外相は三月八日衆院沖繩・北方領土問題特別委において釣魚台（日本名尖閣列島）の法的地位について次の様に主張した。

「わが国固有の領土であることに一点の疑いもない、との認識に立って対処する」

「その根拠は

(一) 明治一八年以後政府が沖繩県当局を通じるなどの方法で、再三にわたって現地調査を行い、単にこれが無人島であるだけでなく、清国の支配が及んでいないことを確認のうえ、明治一八年一月十四日に、現地に標識を建設する旨を閣議決定し、正式にわが国の領土に編入した。

(二) 同列島はそれらしい、歴史的に一貫してわが国の領土である南西諸島の一部を構成しており、明治一八年五月発効の下関条約二条に基づきわが国が清国から割譲を受けた台湾および澎湖諸島には含まれていない。



(三) 従ってサンフランシスコ平和条約でも、尖閣列島は同条約二条に基づき、わが国が放棄した領土のうちには含まれず、第三条に基づき、南西諸島の一部としてアメリカの施政権下におかれ、昨年六月十七日調印の沖縄返還協定により、わが国に施政権が返還されることになっている地域の中に含まれる。

(四) 沖縄返還後も、日米安保条約に基づき、引き続き米軍に提供する施政区域基地リスト表の中に尖閣列島は含まれている。

(五) 以上の事実、わが国の領土としての尖閣列島の地位を何よりも明確に示すものである。」と。

これに相前後してこの日帝の主張に寸分違わず依拠した主張・社説が日本の主要商業新聞を覆った。二月二日、東京新聞社説「尖閣列島は日本の領土」、三月五日、日経新聞社説「尖閣列島の日本領有権主張は当然」、三月九日、毎日新聞社説「尖閣列島の領有権は明確」、三月二〇日、朝日新聞社説「尖閣列島とわが国の領有権」(朝日の主張は同島のみならず東中国海大海の領有権開発権も争わんとする底なしの兇暴貪欲なる代物)

又議会においては三月五日、琉球立法院は自民党から人民党・社大党までの一切をふくめた全会一致で「尖閣列島が日本の領土であることは明白」「領土権を争う余地は全くない」「中国の誤まった主張に再度抗議し」と議決。

そして日本の国会には一人のカール・リープクネヒトもないのである。(社共・カクマル等完全に排外主義、侵略主義に陥った「左」翼諸潮流の主張とその批判についてはあとで触れる。

日帝の釣魚台に対するあからさまな略奪は、全く歴然たるものであって、これに対する道は、完全にこれに屈服協力するか、絶対に阻止するかであって中間の道はあり得ない。釣魚台略奪は先にみたように、日帝の唯一無二、死重を賭したものである故に、これを根本から対決し、阻止しない形で自己の存命を企てる部分、いやおうなしに、日帝の釣魚台略奪に屈辱的忠誠を誓うに至るのである。社共、カクマル、宮下右派等はその典型といわねばならない。

(1) 日共は三月三〇日長らくの沈黙をようやく破って記者会見し、驚くべき(?)見解を明らかにした。そして赤旗に「中国 一派の主張に根拠なし」「毛沢東は社会植民地主義」という日帝佐藤も顔まけの排外主義主張を打ち出し、日帝の釣魚台略奪に公然と加担することを内外にむかって宣言した。

社会党のいう「平和的話し合いで解決されるべき」「中国との国交を樹立することが平和解決の道だ」と釣魚台のベテンの「平和主義」的な略奪を主張するのに対して、日共は最も挑発的で積極的である。日共は日帝の主張を完全に支持し、侵略的軍事的な釣魚台略奪に、双手をあげて賛同するに至っているのだ!しかも重大な歴史の歪曲を自ら行って!

彼ら日共はいう。「日本人古賀辰四郎が、尖閣列島中の魚釣島を一八八四(明治一七年)にはじめて採検し云々」これがいかに歴史を歪曲した見解であるかは已に述べた(II)。

さらに「尖閣列島の領有の明確化は日清両国の支配層が朝鮮支配をめぐる争った日清戦争(一八九四〜五年)と時期的に重った」

(単なる偶然のできごとで全く関係ないというのだ!)

これこそ日帝がデッチあげたごまかしに積極的に加担し補強したものの以外の何ものでもない。

日共のさらに悪質なことは、そのスターリン主義一國社会主義の結果としての自主独立路線から、中国共産党との対立の中で、「中国共産党毛一派は社会植民地主義」なる規定を与え、中国こそ他國の領土を奪おうとしていると、佐藤ですらいいにくいことを代りに広言してはばからない。文字通りの反革命である。革命の名をかたる武装反革命スターリン主義日共、釣魚台略奪主義日共、差別主義日共を打倒せよ!

(2) カクマルが武装反革命、白色テロ集団、警察—カクマル(K—K)連合であること。従ってカクマルが徹底した差別主義集団であることの暴露、カクマルせん滅の七〇年代革命における戦略的意義の決定的重大性については、別の論文で詳しく論及があるであろう。

ここではつきりさせておかねばならないことは、釣魚台略奪阻止の闘いにおいても、否、おいてこそ、カクマルは徹底した①日帝による略奪賛美、②中国人民の日帝による略奪阻止の闘いに対する真正面からの敵対、③日本労働者階級人民の日帝の略奪阻止の闘いに対する武装反革命敵対である。

そもそもカクマルとは日帝のアジア侵略の現実を、自らの存在にかけて絶対にとめてはならない集団なのだ。IIIに述べたように今や急進する日帝の領土的軍事的アジア侵略、ヴェトナム侵略戦争への公然たる全面的な加担にもか、わらず、カクマルはこういふ。

(2) 日帝の主張のペテンを暴露し尽せ!

日帝は福田発言を以て「史実と国際法に則った主張」と強弁する。字面だけを見て判断する浅薄なる輩、兇暴なる日帝に首を垂れる輩は、いとも簡単に納得するのである。しかしこの日帝の「論証」こそ、力づくの侵略、既成事実を法的に追認、実体化、その上に立つて更なる侵略の野望を正当化(合法化)しようとする帝国主義、強盗の「論理」以外の何ものでもない。力づくで築かれた「論理」は又力づくで粉砕しなければならないという事の重さを我々は、はっきりと確認しつつ、まず帝国主義的強盗の「論理」にカラクリのペテンを徹底的に曝き尽さねばならない。

①われわれはまず日帝が(一)に主張する内容―明治二十八年一月一日閣議で日本領に編入した当時尖閣列島が無人島であり、無主地であり明治二十八年五月の下関条約で割譲うけた(略奪したと読めぬ)ものではない―を問題にしなければならぬ。

一八七五年に江華条約を足がかりに大陸への突破口を切り拓き、それに続く日本最初の本格的侵略戦争(甲午戦争)はあった。その日清戦争の真最中、すでに軍事的勝利が確定した段階に、下関条約に先立って四ヶ月前に、釣魚台を無血、無抵抗占領し、閣議によって日本領土に編入したという「事実」が果して「これは侵略でない」と言えるだろうか! これこそ力づくで、抵抗できない状態で奪ったものは正当であると強弁する強盗の「論理」である。

②(三)にいう、サ条約で米軍占領下に入り、沖縄返還協定で日本に

年一月閣議によって領土編入した当時、断じて無主地ではなかったのだ。総評岩井章は訪中した際周恩来首相からこれらの歴史的文献を見せられた。そして帰国したとき、中国には十六世紀明時代の文献もある。日本ももともと古くからの文献と資料を用意しなければ。と佐藤の尻をひっぱらいたのである。が日本には明治六年一月の閣議以前のものはありえようはないのである。

ところで日本人の「尖閣列島」へのかかわりはどうかみてみよう。一八八四年(明治十七年)福岡県人古賀辰四郎が探検したことを始まりとする。彼やその子善次が肥料工場、カツオ節工場の経営を試みたがいずれも失敗し、日本人のかかわりはとどえたままであった。大平洋戦争中その末期に、石垣島から台湾にむかう疎開船が米軍機により爆撃され、この「尖閣列島」に漂着したことがある。日本側は同島近海の大陸棚に石油が出そうだとした途端に、急拠この漂着を思い出し、漂流記念碑を立てにいき、それを行事として石垣市主催でハナバナしく慰霊祭を行うというのは、全く侵略、略奪のための芝居としか言いようがないではないか!

⑤さらに日帝の主張を日帝の法自身が粉砕するという重大な事実がある。それは「一九四一年、東京の最高裁判所(大審院)が「釣魚台島は台湾の台北省に属する」という判決を下していることである。この結果、釣魚台方面に漁撈に行く台湾の漁民は『日本当局』の発行した『台北州許可証なるもの』の携行を必要とさせられた(アジア・アフリカ連帯)三月号」という歴史的事実である。

これに対し日帝のイデオログ奥沢助教(国士館大学)は何と

返還される。それ故に侵略でない。という「論理」は米帝強盗がサ条約で釣魚台を中国から奪ったのだという事実を徹底して陰蔽するものである。釣魚台を中国から日帝が盗り、それを米帝が略取し再び日帝の略奪する所とするにすぎない。

①②において「尖閣列島は日本領」とする日帝の主張のペテンと侵略主義といふおりをわれわれははっきりとみる事ができる。さらに我々は「釣魚台は中国領である」という論証を積極的に確認、論証、宣伝しなければならぬ。

③釣魚台とその近海の漁場において、現在、中国台湾省宜蘭県を中心とする漁民が、年間のべ三千隻の規模で漁業を営んでいる。中国漁民の釣魚台は航行の指針であり、休憩地、避難地であり、水の補給地である。

一方、日本側はどうか、そこに唯一人として生活の根柢をおいていないのである。釣魚台に物理的には一番近い石垣市(石垣市は「尖閣列島」の同市帰属を主張している)の漁民は今もって釣魚台とその近海での漁業を一切営んでいない。

④③の現実はこの一年や二年の歴史と現実では全くない。実に一六世紀、明の時代からの歴史と現実である。地理的条件からも明らかなことく、琉球列島と釣魚台の間には、水深二〇〇mに達する海溝が介在し、この部分の海流(対島海流)の速度は早く、琉球列島と釣魚台の水上往来は困難であった。逆に台湾と釣魚台間は水流暖慢で、古くから台湾漁民の往来するところとなったのである。この事実は歴史的文献も示すところである。釣魚台は明治二十八

いつているか! (台湾省は当時日本領であるから)「台湾漁民の戦前における列島での操業行為も、法的に限定すれば国籍上日本人の行為とみなされうる」(「中国」六月号)と強弁しているのである。

⑥釣魚台が、地図がはっきり示しているように、中国大陸の大陸棚の東端に位置することも日帝の詭弁を拒否する事実である。この事実は琉球列島と釣魚台の間に二〇〇mの海溝が介在する事実とならんで、自然的、地理的条件からして、釣魚台の帰属が国際論議になってしまった場合は重大な不利と日帝の政府関係者すら認めざるを得ない大いなる「難点」なのである。

以上①②③④⑤⑥にみてきたように、地理的、歴史的、生活的、一切の見地からして、日帝の「尖閣列島は日本領」なる主張がいかにペテンと事実の歪曲といふおりの上になり立っているか明白であらう。

釣魚台は何ら紛れなく中国の領土である。

III 自衛隊沖繩派兵による

釣魚台の略奪を許すな

(1)

①五月十五日沖繩「返還」に先立つ五月三日、防衛庁は五・一五以後の沖繩防空識別圏を正式決定した。それは基本的にこれまでの米軍のそれを継承し、従って中国領釣魚台を含むという、日帝のアジア侵略の画期をなすものであり、五・一五「返還」と同時に発動させたのである。同時に、②「沖縄は日本の施政権下に入ったのだか

ら自衛隊を配備するのは当然」「尖閣列島」を中国が略奪するのを防ぐ」と称してなされる自衛隊の沖繩派兵 ③ウエトナム人民の皆殺しのため無差別爆撃しているB52の沖繩飛来と出撃にみられるように、「返還」の故にこそ侵略基地として沖繩が稼動させられている事実。これらは、沖繩「返還」政策の何よりの眼目が軍事問題にあり、自衛隊の沖繩派兵にあり釣魚台略奪にあるという、徹頭徹尾侵略主義だということである。

(2) そして防空識別圏とは実態を地図で見れば明らかのように、領海とは無関係に、きわめて一方的恣意的に軍事境界線を設定したものである。そこに「国籍不明機」が入ればこれをレーダーでキャッチし三分以内にスクランブル(緊急発進)の体制に入り、迎撃戦闘機が出撃する。そして「翼をふったり、警告弾を発射、圏外に出るよう」に指示、必要な場合には強制着陸させるが、戦闘行為は行わない(戦闘行為は行わないは名目だけ正当防衛は許されるからこの規定は無意味)。

さらにこの防空識別圏に加えて日帝は海上保安部巡視船六隻とヘリコプター二機による「領海侵犯」に対するパトロールを決定し、海上自衛隊軍艦の出動も企んでいる。すでに防衛庁はこれららの決定について、「(釣魚台付近への)スクランブルなどのように行うべきか検討している」と発表し、軍事的衝突を当然の前提として具体的戦闘作戦を練っているのだ。

(3)

「日本の権力者どもはいまや事前協議制を完全に空洞化させ、米軍によるウエトナム戦争への全面加担の道を歩み始めている。(未だ歩んではないというのが本旨である)」「それはやがて日帝がウエトナム参戦国への道を歩み始めるであろうことも予兆しているではないか」(反革命内部通信「解放」二二〇号)

日帝のアジア侵略の紛れもないめりこみと革命、内乱派の闘いの進展の中で、何とか侵略の事実を陰蔽するため、四苦八苦するカクマルは、こうしてペテン的弁説を弄して、侵略の現実を否定(全く歯ぎれのわるいこと!)、さらに内乱革命派の抹殺をもって党是としてしているのである。

釣魚台略奪についても、カクマルは長く死の沈黙を余儀なくされていたが、われわれの追及に追いつめられて、最近になって、極反動、犯罪の見解を明らかにするに至った。

「日帝による『尖閣列島領有宣言』は、日米軍事同盟をあくまで再編強化するという日帝の野望がしめされている。したがってこのような事態に反対するのは当然のことなのである」(反革命通信「解放」二二〇号)といい、あたかも、「反対」しているかのごとき言葉を弄して、追及から身をかわそうと必死になる。

ところがついで、「中核派は『釣魚台略奪』領土略奪」という主張の基礎づけに四苦八苦し、自ら進んで中国スターリン主義に迎合屈服している」と主張。

日帝の釣魚台略奪に対する加担を「反対」という言辭を使いつつ

われわれは今再び、日帝がかつて中国侵略を企てていった、重大な攻撃点、柳条溝事件(満州事変)、一九三一年)、蘆溝橋事件(日支事変)、一九三八年)を顧みなければならない。柳条溝事件においては、日本軍が満鉄線路を爆破し、これを張学良軍のしわざとして攻撃を開始し、中国全東北部を占領してしまった。蘆溝橋事件においても日本軍の挑発的示威的軍「演習」の際中に、「中国が発砲した」とデッチあげて、「演習」をそのまま実戦に切りかえて一大攻撃をかけていったのだ。

この歴史的事実を見ると、われわれは今回の自衛隊の派兵を釣魚台略奪、武装パトロール、スクランブルにかけた日帝の兇暴なる侵略意図を、今直ちに粉碎していかねばならない。年間のべ三千艘に達する中国、台湾の漁民が従来通り、釣魚台とその近海で操業すれば、直ちに「領海侵犯」として日帝は軍事衝突に持ち込み、「中国が尖閣列島を取ろうとしている」と排外主義の一大キャンペーンを張り手ぐすねひいて侵略のエスカレーターを企んでいるのである。われわれはかかる日帝のアジア侵略の一つ一つの攻撃を暴露し粉碎していかねばならない。その唯一の道こそ、沖繩奪還、安保粉砕、日帝打倒、闘うアジア人民と連帯して日帝のアジア侵略を内乱へ、日帝の釣魚台略奪阻止、自衛隊の沖繩派兵阻止、この闘いを圧倒的大衆の蜂起の陣型を整備しつつ闘っていくことである。

IV 釣魚台略奪を讚美し協力する社共、カクマルの排外主義を粉碎せよ!

巧妙に完成するのだ。

反帝・反スタを詐称し、釣魚台略奪に全面加担し、革命派の肉体的抹殺を自らの党是とする。反革命カクマルをせん滅せよ!

V 釣魚台略奪阻止!と

「六月全青、狭山闘争」「死闘の六ヶ月」決戦の任務

二月、四月の狭山公判闘争は、無実の部落青年石川一雄氏の九年間の苦闘、「出廷拒否」という断固たる闘いと結合して、全国の青年婦人、部落大衆の一大結集をもって、圧倒的熱烈に闘いとられた。沖繩のペテン的「返還」政策をテコに、釣魚台略奪、自衛隊の沖繩派兵、入管二法の国会提出の動向を軸に、一層日帝は唯一の「延命の道」アジア侵略にのめりこんでいる。

だが本土、沖繩を貫く、日本の労働者階級人民の、沖繩奪還、安保粉砕、日帝打倒の闘いは内乱的発展をかちとり、日帝をして、城内平和なきアジア侵略へのめりこみ」という恐怖のドン底へ叩きこんでいる。

しかし、日本帝国主義は、いかなる破局が待ちうけようとも、アジア侵略に死の飛躍を追及する以外に道はない。だとすれば、城内平和の確立、日本階級闘争の分断、解体、撲殺は、絶対焦眉の課題であることは言をまたない。この日帝の最大の方策、伝統的な方策、百年の日本階級闘争が未だ打ち破ることができないでいる方策

荊 冠

1、2 合併号 定価 300円

日本帝国主義と部落解放
 日本帝国主義と70年代部落解放闘争の革命的展望
 封建制下の部落と抵抗
 大阪府立豊中高校差別事件糾弾
 特集 狭山差別裁判糾弾闘争
 狭山差別裁判実力糾弾への道・他
 資料 水平宣言 第2回水平社大会アピール・他

3号 定価 250円

アジア侵略に抗し、日本帝国主義を
 打倒する部落解放運動 杉 進也
 部落解放闘争は武装闘争である

特集 狭山差別裁判徹底糾弾勝利のために

請願書／判決文／弁護側控訴趣意書

狭山差別裁判の差別性とは何か 沢山保太郎

五・三〇関係資料

荊冠社 ● 大阪府寝屋川市郵便局私書箱27号

こそ、一つに民族差別問題であり、一つに部落差別問題である。狭山差別裁判実力糾弾、石川一雄氏即時奪還の闘いは、かかる日帝の侵略体制構築の重大な鍵をこなごなに粉砕し、城内平和なきアジア侵略へのめりこみからさらに、日帝のアジア侵略を内乱へ転化し七〇年代に蜂起を準備するものとして闘っていかねばならない。

解放運動融和主義者はこの闘いに耐え切れず、すでに逃亡を開始した。闘わずしてはやばやと、石川氏に対する「黒の判決」を予想したり、「黒の判決の方が有利だ」などという途方もないペテンを弄して逃げと保身を企てている。又、反革命カクマルも、「国法は人民の支配を反映する」と権力を美化し、「狭山差別裁判は差別ではない」などという悪ラツなキャンペーンをはっている。

われわれはかかる逃亡と敵対を断じて粉砕して進まねばならない。われわれはこの「六ヶ月の死闘を、狭山闘争の勝利、石川奪還のみならず、戦闘的部落解放運動の飛躍的前進、帝国主義打倒、内乱革命路線に解放運動、大衆が大挙結集する——そうした闘いとして勝利しなければならぬ。

この「死闘の六ヶ月」の突破口こそ、いうまでもなく六月公判闘争、六月全青である。追いつめられた井波の兇暴なる死刑結審、死刑判決の攻撃に対するわれわれの鉄の回答は何か！

それは、石川氏を虐殺しようとするれば、「井波と刺し違えてやる、差別の根源日本帝国主義を根本から打倒してやる」という断固たる復しゅうの決意と、その実行IIプロレタリアート人民と結合した、

日帝打倒—内乱—革命である。

「石川氏死刑」による 権力の政治的利益 と、その兇暴なる弾圧差別裁判を強行することによって三百万部落民と大衆を革命派に結集させる絶望的な政治的損失のいずれをとるのかと。われわれは井波と日帝に、恐怖の選択を迫らねばならない。

釣魚台略奪阻止、自衛隊の沖繩派兵阻止、沖繩奪還、安保粉砕、日帝打倒、日帝のアジア侵略を内乱へ、この総路線を公然とかかげ六月公判、六月全青、狭山闘争(死闘の六ヶ月)決戦を勝利しぬけ。

荊冠	No. 5
定価	1100円
一九七二年六月十五日	発行
編集発行 荊冠編集委員会	
寝屋川市寝屋川郵便局私書箱27号	

荊冠 No. 5

訂正箇所

1 R60、下段、17行目

「狭山の削川は終った。非繩……」

⇒「狭山の削川は、非繩……」

2 R67の全文をR70とR71との

間に入ける

一九七二年六月一五日

荊冠

荊冠

第四号 定価 200円

アピール 狭山差別裁判結審を粉碎せよ！
全国部落青年戦闘同志会

部落解放同盟綱領批判ノート
全国部落青年戦闘同志会

狭山差別裁判糾弾闘争の
歴史的意義と我々の任務
水島道夫

天皇制ボナパルティズムと
部落問題についての断草
袴梨祐保

書評 賀川豊彦「貧民心理の研究」批判

資料・他

荊冠社 • 大阪府寝屋川市郵便局私書箱27号

定価 200円

(1150円)